

英国
商標規則
2021年1月1日施行

目次

序

- 規則 1 引用及び施行
- 規則 2 解釈
- 規則 2A 同等の商標 (EU)
- 規則 2B 同等の商標 (IR)
- 規則 3 様式及び登録官の指示；第 66 条
- 規則 4 手数料に関する要件
- 規則 4A 同等の商標 (IR) の定められた手数料

登録出願

- 規則 5 登録出願；第 32 条 (様式 TM3)
- 規則 5A 既存の EUTM 出願に基づく登録出願；附則 2A 第 25 項
- 規則 5B 既存の ITM 出願，既存の EU 拡張請求又は変更申請に基づく登録出願；附則 2B 第 28 項，第 29 項又は第 33 項
- 規則 6 優先権主張；第 35 条及び第 36 条
- 規則 7 商品及びサービスの分類；第 34 条
- 規則 8 出願は 2 以上の類を対象とすることができ，また，その類を指定しなければならない (様式 TM3A)
- 規則 9 分類の決定
- 規則 10 紋章から構成される標章の登録の禁止；第 4 条
- 規則 11 送達宛先
- 規則 12 送達宛先の不提出
- 規則 13 出願の不備；第 32 条
- 規則 14 調査結果の通知
- 規則 15 早期審査請求の遵守

公告，意見，異議申立及び登録

- 規則 16 登録出願の公告；第 38 条 (1)
- 規則 17 異議申立手続：異議申立通知の提出；第 38 条 (2) (様式 TM7)
- 規則 17A 異議申立手続：早期異議申立通知の提出；第 38 条 (2) (様式 TM7F)
- 規則 18 異議申立手続：反対陳述書の提出及び冷却期間 (様式 TM8，TM9c 及び TM9t)
- 規則 19 異議申立手続：予備的表示 (様式 TM53)
- 規則 20 異議申立手続：証拠提出
- 規則 21 手続参加のための手続
- 規則 22 出願に関する意見書は出願人へ送付される；第 38 条 (3)

規則 23 登録の公告；第 40 条

出願の補正

規則 24 出願の補正；第 39 条(様式 TM21)

規則 25 公告後の出願の補正；第 39 条(様式 TM7)

分割，併合及び連続商標

規則 26 出願の分割；第 41 条(様式 TM12)

規則 26A 登録の分割；第 41 条(様式 TM12R)

規則 27 個別の出願又は登録の併合；第 41 条(様式 TM17)

規則 28 連続商標の登録；第 41 条(様式 TM12)

団体標章及び証明標章

規則 29 団体標章及び証明標章に関する規約の提出；附則 1 及び附則 2(様式 TM35)

規則 29A EU 団体標章及び証明標章に関する規約の提出；附則 2A 第 4 項

規則 29B 国際団体標章及び証明標章に関する規約の提出；附則 2B 第 4 項

規則 30 団体標章及び証明標章に関する規約の修正；附則 1 第 10 項及び附則 2 第 11 項(様式 TM36 及び TM7)

規則 31 権利の部分放棄又は限定を条件とする登録；第 13 条

規則 32 登録商標の変更；第 44 条(様式 TM25 及び TM7)

規則 33 登録商標の放棄；第 45 条(様式 TM22 及び TM23)

更新及び回復

規則 34 登録更新についての通知；第 43 条

規則 35 登録更新；第 43 条(様式 TM11)

規則 36 更新の遅延及び登録の抹消；第 43 条(様式 TM11)

規則 37 登録の回復；第 43 条(様式 TM13)

規則 37A EUTM の回復；附則 2A 第 28 項

取消，無効及び訂正

規則 38 (不使用を理由とする)取消申請；第 46 条(1) (a)又は(b) (様式 TM8(N) 及び TM26(N))

規則 39 (不使用以外の理由による)取消申請；第 46 条(1) (c)又は(d) (様式 TM8 及び TM26(O))

規則 40 (不使用以外の理由による)取消申請：証拠提出

規則 41 無効申請：申請書及び反対陳述書の提出；第 47 条(様式 TM8 及び TM26(I))

規則 42 無効申請：証拠提出

規則 43 出願の取消又は登録の取消若しくは無効を破棄すること；(様式 TM29)

規則 43A 既存の EUTM の無効又は取消：取消通知及び適用除外申請手続；附則 2A 第 21A 項

規則 44 訂正申請の手続；第 64 条(様式 TM26(R))

規則 45 手続参加のための手続

登録簿

- 規則 46 登録簿の形式；第 63 条(1)
- 規則 47 登録商標に関する事項の登録簿への記入；第 63 条(2) (様式 TM24)
- 規則 48 登録可能な取引事項の登録簿への記入；第 25 条
- 規則 49 取引についての登録申請又は通知；第 25 条及び第 27 条(3) (様式 TM16, TM24, TM50 及び TM51)
- 規則 50 公衆による登録簿の閲覧；第 63 条(3)
- 規則 51 認証謄本等の交付；第 63 条(3) (様式 TM31R)
- 規則 52 登録簿上の名称又は宛先についての変更請求；第 64 条(4) (様式 TM21)
- 規則 53 登録簿からの事項の抹消；第 25 条(5) (b) 及び第 64 条(5) (様式 TM7)

分類の変更

- 規則 54 分類の変更；第 65 条(2) 及び第 76 条(1)
- 規則 55 提案に対する異議申立；第 65 条(3) 及び(5) 及び第 76 条(1) (様式 TM7)

情報の請求，書類の閲覧及び守秘義務

- 規則 56 情報の請求；第 67 条(1) (様式 TM31C)
- 規則 57 公告前に利用可能な情報；第 67 条(2)
- 規則 58 書類の閲覧；第 67 条及び第 76 条(1)
- 規則 59 秘密書類

代理人

- 規則 60 代理人に対する授權の証拠を要求することができる；第 82 条(様式 TM33)
- 規則 61 登録官は一定の代理人との業務を拒絶することができる；第 88 条

登録官における手続及び登録官の決定，証拠及び費用

- 規則 62 手続に関連する登録官の一般的権限
- 規則 63 聴聞後に行われる登録官の決定
- 規則 64 登録官における手続においての証拠；第 69 条
- 規則 65 登録官は公式審理人の権限を有するものとする；第 69 条
- 規則 66 登録官による聴聞は公開で行うこと
- 規則 67 手続の費用；第 68 条
- 規則 68 費用の担保；第 68 条
- 規則 69 登録官による決定(様式 TM5)

審判請求

- 規則 70 審判請求の対象となる決定；第 76 条(1)
- 規則 71 指名された者宛の審判請求；第 76 条
- 規則 72 審判請求を裁判所に付託すべきか否かについての決定；第 76 条(3)
- 規則 73 審判請求についての聴聞及び決定；第 76 条(4)

不備の訂正，期間の計算及び延長

規則 74 手続上の不備の訂正

規則 75 中断日

規則 76 通信業務の遅延

規則 77 期限の変更(様式 TM9)

書類の提出，就業時間，商標公報及び翻訳文

規則 78 電子的方法による書類の提出

規則 79 電子通信

規則 80 就業時間に関する指示；第 80 条

規則 81 商標公報；第 81 条

規則 82 翻訳文

経過規定及び廃止

規則 83 旧規則の廃止及び旧規則に基づいて開始された手続

附則 1 期間の延長(規則 77)

附則 2 廃止(規則 83)

序

規則 1 引用及び施行

本規則は、商標規則 2008 年として引用することができ、2008 年 10 月 1 日に施行する。

規則 2 解釈

(1) 本規則において、用語の意味は次の通りとする。

「法律」とは、1994 年商標法をいう。

「早期異議申立(fast track opposition)」とは、次の異議申立をいう。

(a) 第 5 条(1)又は第 5 条(2)に基づく理由のみで提起され、

(b) 連合王国において登録又は連合王国において国際商標(UK)として保護されている 3 以下の先の商標に基づいており、

(c) 先の標章の使用証拠を異議申立通知とともに提出することができ、かつ

(d) 更なる証拠の必要なくかつ口頭による聴聞なく決定することができると異議申立人がみなす。

「公報」とは、規則 81 に従って発行される商標公報をいう。

「ニース協定」とは、最新の改正が 1979 年 9 月 28 日に行われた標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関する 1957 年 6 月 15 日のニース協定をいう。

「ニース分類」とは、ニース協定に基づく分類制度をいう。

「庁」とは、「知的所有権庁」という名称の下に運営される特許庁をいう。

「送付する」は、与えることを含む。

「指定」とは、商標が登録されている又は登録されようとしている商品又はサービスについての陳述をいう。

「変更出願」とは、ある商標について、登録が取り消される前は国際登録の主題であった当該商標を法律に基づいて登録するよう求める出願をいう。

(2) 本規則において、条とは法律の該当する条をいい、附則とは法律の該当する附則をいい、また、様式とは、規則 3 に基づいて公告される様式をいう。

(2A) 附則 2A 及び 2B の第 5 部において定義された用語は本規則における場合と同じ意味を有する。

(3) 本規則において、異なる意図が明らかな場合を除き、申請書、通知書その他の書類の提出というときは、それらのものを庁において登録官に引き渡すことをいうものと解釈する。

規則 2A 同等の商標(EU)

本規則はその他の登録商標に適用されるのと同様に、同等の商標(EU)に適用される。

規則 2B 同等の商標(IR)

本規則はその他の登録商標に適用されるのと同様に、同等の商標(IR)に適用される。

規則 3 様式及び登録官の指示；第 66 条

(1) 法律に基づく商標登録その他の登録官における手続のために、登録官が第 66 条により使用することを要求する様式及びその使用についての指示は、庁のウェブサイト公告しなけ

ればならず、また、様式又はその使用に関する指示の修正又は変更も、庁のウェブサイト
に公告しなければならぬ。

(2) 様式 TM6 及び TM7A に関連する場合を除いて、公告された様式を使用すべき旨の本条規則
に基づく要件は、当該様式の複製か又は登録官が容認することができ、公告された様式によ
って要求されている情報を含んでおり、また、様式の使用に関するすべての指示に適合する
様式の何れかを使用することによって満たされる。

規則 4 手数料に関する要件

(1) 法律及び本規則に基づく出願、登録又はその他の事項に関して納付すべき手数料は、そ
の事項に関して定められた手数料(当該手数料がある場合)とする。

(2) 特定の事項に関して登録官に提出することを要求されるすべての様式については、当該
事項に関して規則によって定められた手数料(当該手数料がある場合)を納付しなければなら
ない。

(3) 本条規則において、「定められた」とは、次をいう。

(a) 同等の商標(EU)以外の登録商標に関しては、第 79 条(手数料)に基づく規則により定め
られたこと

(b) 同等の商標(EU)に関しては、2018 年欧州連合(離脱)法の附則 4 に基づく細則により定
められたこと

規則 4A 同等の商標(IR)の定められた手数料

同等の商標(IR)に関しては、規則 4(1)における「定められた」とは、2018 年欧州連合(離
脱)法の附則 4 に基づく細則により定められたことをいう。

登録出願

規則 5 登録出願；第 32 条(様式 TM3)

(1) 商標の登録出願(様式 TM4 で出願しなければならない変更出願以外)は、様式 TM3 又は庁のウェブサイトで提供する出願システムを使用する電子様式で出願する場合は e-TM3 でしなければならない。

(1A) 出願が様式 TM3(標準出願)でなされる場合は、出願は標準出願手数料並びに該当する分類及び系手数料の納付を条件とする。

(1B) 出願が様式 e-TM3(電子出願)でなされる場合は、出願は電子出願手数料並びに該当する分類及び系手数料の納付を条件とし、この手数料は電子出願がなされる時点で納めるものとし、そのように納付されないときは、出願は(1A)にいう標準手数料並びに該当する分類及び系手数料の納付を条件とする。

(2) 出願が単一の商標登録を目的とする場合は(6)に従うことを条件として、出願人は、登録官に出願の早期審査を行うよう請求することができる。

(3) 早期審査請求は、様式 e-TM3 により行わなければならないが、当該様式は、庁のウェブサイトに提供される出願システムを利用して電子的に又は特定の場合は登録官が許可する可能性のあるその他の方法で提出し、かつ、所定の手数を納付しなければならない。

(4) 出願人が早期審査請求を行った場合は、出願手数料及び出願に関して納付すべき分類手数料は、出願の時点で納付しなければならないが、従って、出願が第 32 条(4)の要件を満たさない場合は、規則 13 は適用されない。

(5) 本条規則及び規則 15 において、「早期審査請求」とは、登録出願日の翌就業日に始まる 10 就業日(第 80 条に基づき登録官が与える指示に明示される)の期間内に、第 37 条に基づく審査に続いて、登録要件が満たされていると登録官が認めるか否かを出願人に通知することの請求をいう。

(6) 登録官はいつでも次のとおりとすることができる。

(a) (2)に基づいて早期審査(早期審査サービス)を請求する出願人の権利を登録官が適切と認める期間停止し

(b) 早期審査請求サービスを再開する。

(7) 登録官は、(6)に従って早期審査サービスを停止又は再開する場合は、次の事項の通知を庁のウェブサイトに公告しなければならない。

(a) 早期審査サービスが停止される日

(b) 早期審査サービスが再開される日

規則 5A 既存の EUTM 出願に基づく登録出願；附則 2A 第 25 項

(1) 附則 2A 第 25 項に従って登録出願がなされる場合、規則 5 に基づく登録出願は、次の事項を明示しなければならない。

(a) 既存の EUTM 出願に付与された番号

(b) 既存の EUTM 出願に付与された出願日、及び

(c) 既存の EUTM 出願について主張された優先権に従って付与された優先日(存在する場合)

(2) 次の場合、すなわち、

(a) 既存の EUTM 出願について優先権が主張されている(優先権主張)場合、又は

(b) 附則 2A 第 26 項に基づいて登録商標又は保護された国際商標 (UK) の先順位が主張されている (先順位主張) 場合、

規則 5 に基づく登録出願は、加えて、(3) に定める情報を明示しなければならない。

(3) 情報は、次をいう。

(a) 優先権主張に関しては、規則 6(1) (a) から (c) までに指定された情報、及び

(b) 先順位主張に関しては、出願の対象である商標の先順位主張の基礎となる登録商標又は保護された国際商標 (UK) の番号及び先順位日

(4) 登録官は、特定の場合は、通知により出願人に対し、通知が指定する 1 月以上の期間内に、登録官が要求する証明書であって、次の事項を証明しているか又は登録官が納得することができるように立証しているものを提出するよう要求することができる。

(a) 既存の EUTM 出願に付与された出願日、商標の表示及び既存の EUTM 出願に係る商品又はサービス、及び

(b) 優先権主張に関しては、外国出願の出願日、出願国又は登録当局若しくは権限を有する当局、商標の表示及び外国出願に係る商品又はサービス

規則 5B 既存の ITM 出願、既存の EU 拡張請求又は変更申請に基づく登録出願；附則 2B 第 28 項、第 29 項又は第 33 項

(1) 附則 2B 第 28 項、第 29 項又は第 33 項に従って登録出願がなされる場合、規則 5 に基づく登録出願は次の事項を明示しなければならない。

(a) 当該出願が関連する国際登録番号

(b) 当該出願について附則 2B 第 28 項 (2) (a)、第 29 項 (2) (a) 又は第 33 項 (2) (a) 若しくは

(3) (a) (場合に応じて) にいう日、及び

(c) 既存の ITM 出願、既存の EU 拡張請求又は変更申請の対象である取り消された国際登録について主張された優先権に従って付与された優先日 (存在する場合)

(2) 次の場合、すなわち、

(a) 既存の ITM 出願、既存の EU 拡張請求又は変更申請の対象である取り消された国際登録について優先権が主張されている (優先権主張) 場合、又は

(b) 附則 2B 第 30 項又は第 33 項に従って登録商標又は保護された国際商標 (UK) の先順位が主張されている (先順位主張) 場合、

規則 5 に基づく登録出願は、加えて、(3) に定める情報を明示しなければならない。

(3) 情報は、次をいう。

(a) 優先権主張に関しては、規則 6(1) (a) から (c) までに指定された情報、及び

(b) 先順位主張に関しては、出願の対象である商標の先順位主張の基礎となる登録商標又は保護された国際商標 (UK) の番号及び先順位日

(4) 登録官は、特定の場合は、通知により出願人に対し、通知が指定する 1 月以上の期間内に、登録官が要求する証明書であって、次の事項を証明しているか又は登録官が納得することができるように立証しているものを提出するよう要求することができる。

(a) 既存の ITM 出願、既存の EU 拡張請求又は変更申請について (1) (b) にいう日、商標の表示及び当該出願に係る商品又はサービス、及び

(b) 優先権主張に関しては、外国出願の出願日、出願国又は登録当局若しくは権限を有する当局、商標の表示及び外国出願に係る商品又はサービス

規則 6 優先権主張；第 35 条及び第 36 条

(1) 第 35 条に基づき同盟国において又は第 35 条によって定められた規定に相応する規定が第 36 条に基づいて制定されている他の国若しくは領域において、適正にした商標の保護を求める出願(外国出願)を理由として優先権の主張をする場合は、規則 5 に基づく登録出願は、次の事項を明示しなければならない。

- (a) 関連する国の登録当局又は権限を有するそれ以外の当局により外国出願に付与された番号
- (b) 外国出願の出願国、及び
- (c) 出願日

(2) 登録官は、特定の場合は、通知により出願人に対し、通知が指定する 1 月以上の期間内に、登録官が要求する証明書であって、外国出願の出願日、出願国又は登録当局若しくは権限を有する当局、商標の表示及び外国出願に係る商品又はサービスを証明しているか又は登録官が納得することができるように立証しているものを提出するよう要求することができる。

規則 7 商品及びサービスの分類；第 34 条

(1) 商標登録のための所定の分類制度は、ニース分類である。

(2) 商標を登録するときは、登録出願日に効力を有していた版のニース分類に従って分類しなければならない。

規則 8 出願は 2 以上の類を対象とすることができ、また、その類を指定しなければならない(様式 TM3A)

(1) 1 の出願により、ニース分類の 2 以上の類について出願をすることができる。

(2) すべての出願は、次のものを指定しなければならない。

(a) 当該出願に係るニース分類の類、及び

(b) 当該類に該当する商品又はサービス。これらは、登録官その他権限を有する当局及び経済運営者がそのみに基づいて求められる保護の範囲を決定することができ、かつ商品又はサービスがニース分類の類に分類されることができるよう、十分な明確性と正確性をもって記述されなければならない。

(2A) (2) (b) の適用上、出願は、ニース分類の類見出しに含まれる一般表示又はその他の一般用語を指定することができる。ただし、これは商品又はサービスが (2) (b) にいう十分な明確性と正確性をもって記述されることを条件とする。

(2B) 出願に含まれる指定がニース分類の類見出しに含まれる一般表示を含む一般用語を使用して商品又はサービスを記述する場合、出願は、当該用語又は表示の文字通りの意味によって明瞭に含まれる商品又はサービスのみを含むものとして扱われる。

(3) 出願がニース分類の 2 以上の類を対象としているときは、出願に含まれる指定は、その類を連続番号の順に表示しなければならない。かつ、商品又はサービスの指定は、相応にグループ分けされなければならない。

(4) 出願に含まれる指定が、ニース分類の類を参照して、その類に該当しない項目を記載していたときは、出願人は、様式 TM3A を提出することにより、その出願がそれらの項目が該当

する類を含むことになるよう、補正を請求することができる。登録官は、適正な分類手数料の納付を受けたときは、相応に出願を補正しなければならない。

(5) 本条規則において、「経済運営者」とは、業として商品を製造し供給し輸出入し若しくは商品又はサービスを取扱う者又は一群の者をいう。

規則 9 分類の決定

(1) 出願が規則 8(2)又は(3)の要件を満たさない場合は、登録官は、通知を出願人に送付する。

(2) (1)に基づいて送付する通知は、1月以上の期間を定めるものとし、出願人は、その期間内に前記の要件を満たさなければならない。

(3) 出願人が(2)に基づいて定められた期間の満了前に規則 8(2)の要件を満たさなかった場合は、登録官は、当該要件を満たさなかった商品又はサービスに関連する限り、当該登録出願を拒絶する。

(4) 出願人が、(2)に基づいて定められた期間の満了前に規則 8(3)の要件を満たさなかった場合は、登録出願は、放棄されたものとして扱われる。

規則 10 紋章から構成される標章の登録の禁止；第 4 条

登録官の知るところとなった事項を考慮して、第 4 条(4)にいう紋章又は記章の表示が標章に用いられていると登録官が認めた場合は、登録官は、その標章の登録出願の受理を拒絶しなければならない。ただし、その紋章についての権利を有する者からの同意が得られていると認めるときは、この限りでない。

規則 11 送達宛先

(1) 法律又は本規則に基づく手続においては、次の者が送達宛先を提出しなければならない。

(a) 商標登録出願人

(b) 異議申立手続において商標登録に異議申立をする者

(c) 法律に基づいて取消、無効宣言又は訂正を申請する者

(d) 当該申請に異議申立をする登録商標の所有者

(e) 規則 43A に基づいて登録官に適用除外通知を送付する同等の商標(EU)の所有者

(2) 登録商標の所有者又は登録商標における権利を登録した者は、様式 TM33 又は登録商標の譲渡の場合は様式 TM16 により、送達宛先を提出することができる。

(3) (1)又は(2)に基づいて送達宛先を提供した者は、様式 TM33 による登録官への通知により新たな送達宛先に置き換えることができる。

(4) 本規則に基づいて提出する送達宛先は、連合王国、ジブラルタル又はチャンネル諸島における宛先でなければならない。

規則 12 送達宛先の不提出

(1) 次の場合、すなわち、

(a) ある者が規則 11(1)に基づく送達宛先の提出を怠っており、かつ

(b) 登録官がその者に連絡することができる十分な情報を有する場合は、登録官は、その者に送達宛先を提出するよう指示しなければならない。

(2) (1)に基づいて指示が出された場合は、指示を受けた者は、指示の日の後1月の期間の終了前に送達宛先を提出しなければならない。

(3) (4)は、次の場合、すなわち、

(a) (1)に基づいて指示が出され、(2)に定めた期間が満了した場合、又は
(b) 登録官が(1)に基づく指示を出すために十分な情報を有さなかった場合、
であって、かつ、その者が送達宛先を提供していない場合に適用される。

(4) 本項が適用される場合は、次のとおりとする。

(a) 商標登録出願人の場合は、出願は取り下げられたものとして取り扱い、

(b) 商標登録の異議申立人の場合は、その者の異議申立は取り下げられたものとして取り扱い、

(c) 取消、無効宣言又は訂正の申請人の場合は、その者の申請は取り下げられたものとして取り扱い、また

(d) 当該申請に異議申立する所有者の場合は、その所有者は手続を取り下げたものとみなす。

(e) 登録官に適用除外通知を送付する所有者の場合は、登録官は当該所有者が適用除外通知を送付しなかったものとして手続をしなければならない。

(5) 本条規則において、「送達宛先」とは、規則11(4)の要件を満たす宛先をいう。

規則13 出願の不備；第32条

(1) 商標登録出願が第32条(2)、(3)若しくは(4)又は規則5(1)の要件を満たしていない場合は、登録官は、出願人に対し、その不備を又は第32条(4)に関してはその不納を是正するよう通知を送付しなければならない。

(2) (1)に基づいて送付する通知には1月以上の期間を指定し、その間に出願人は不備又は不納を是正しなければならない。

(3) (2)に基づいて指定された期間の満了前に、出願人が、

(a) 自らに通知された第32条(2)に関する不備を是正しなかった場合は、出願はされなかったものとみなし

(b) 出願人に通知された第32条(3)若しくは規則5(1)に関する不備を是正しなかった場合又は第32条(4)によって要求される納付をしなかった場合は、出願は放棄されたものとして扱う。

規則14 調査結果の通知

(1) 2007年商標(相対的理由)命令第4条に基づく調査の後、第5条にいう要件が満たされていないと登録官が認める場合は、登録官は、この事実を次の者に通知しなければならない。

(a) 出願人、及び

(b) 関係所有者

(2) (1)において、「関係所有者」とは、次をいう。

先の商標である登録商標又は国際商標(UK)であって、それに関係して第5条(1)又は(2)に示された条件が通用すると登録官が認めるものの所有者(ただし、通知を望まない所有者で、その旨を登録官に通知した所有者を含まない)

(3) (2)において商標の所有者というときは、登録された場合に、第6条(1)(a)又は(aa)により先の商標となる筈の商標の登録を出願した者を含む。

(3A) (2)において商標の所有者というときは、登録された場合に、第6条(1)(ab)により先の商標となる筈の商標の登録を出願した者も含む。

(7) 規則63は、本条規則に従ってなされる決定には適用されない。

(8) 本条規則に従ってなされる決定は、審判請求の対象とならない。

規則15 早期審査請求の遵守

規則5に基づいて早期審査請求を登録官が受領した場合は、登録要件が満たされていると登録官が認めるか否かについて登録官が出願人に通知したとみなされる日は、通知が出願人に送付された日とする。

公告, 意見, 異議申立及び登録

規則 16 登録出願の公告 ; 第 38 条(1)

登録のために受理された出願は, 公報に公告しなければならない。

規則 17 異議申立手続 : 異議申立通知書の提出 ; 第 38 条(2) (様式 TM7)

(1) 規則 17A に従うことを条件として, 登録官に対する登録異議申立の通知は, 異議申立理由の陳述を含め, 様式 TM7 により提出しなければならない。

(2) (3)が適用される場合を除いて, 第 38 条(2)の適用上, 所定の期間は, 出願が公告された日の後 2 月の期間とする。

(3) 本項は, (2)にいう期間の満了前に, 様式 TM7 を提出する期間の延長請求が様式 TM7A により行われた場合に適用され, 本項が適用される場合は, 様式 TM7A を提出した者(又は会社の場合は, 当該会社の子会社若しくは持株会社又は当該持株会社の他の子会社)に関連して, 第 38 条(2)の適用上, 所定の期間は, 出願が公告された日の後 3 月の期間とする。

(4) ある者が(3)に基づいて期間延長請求をした場合は, 様式 TM7A は, 庁のウェブサイトを提供される提出制度を使用して電子的に又は登録官が許可する他の方法で, 提出しなければならない。

(5) 異議申立が登録されている商標を根拠としている場合は, 異議申立理由陳述書に当該商標の表示及び次のものを含めるものとする。

(a) 当該商標が登録されている当局についての詳細事項

(b) 当該商標の登録番号

(c) 次の商品及びサービス

(i) 当該商標が登録されているもの, 及び

(ii) 異議申立の根拠となっているもの, 並びに

(d) 当該商標についての登録手続きが, 登録出願の日又は優先日から 5 年の期間の満了前に完了している場合は, 第 6A 条(3) (a)にいう期間中に, 異議申立の根拠となっている商品及びサービスのそれぞれについて当該商標が真正に使用されたか否か又は不使用に係る適正な理由が存在するか否かを記載している陳述(規則 20 の適用上, これは「使用陳述書」である)

(6) 異議申立が, 登録出願がなされた商標を根拠としている場合は, 異議申立理由陳述書に当該商標の表示及び登録への言及を登録出願への言及と解して, (5) (a)から(c)までに記載された事項を含めるものとする。

(7) 異議申立が, 出願に異議申立をする者が何れかの法規(特に詐称通用に関する法律)により保護されていると主張する未登録の商標又は他の標識を根拠としている場合は, 異議申立理由陳述書に当該商標又は標識並びに当該保護が主張されている商品及びサービスの表示を含めるものとする。

(8) 登録官は, 様式 TM7 の写しを出願人に送付するものとし, かつ, 送付された日は, 規則 18 の適用上, 「通知日」とされる。

(9) 本条規則において, 「子会社」及び「持株会社」は, 2006 年会社法における場合と同じ意味を有する。

規則 17A 異議申立手続：早期異議申立通知の提出；第 38 条(2) (様式 TM7F)

- (1) 登録に対する早期異議申立の異議申立理由の陳述を含む登録官への通知は、様式 TM7F であることができる。
- (2) 様式 TM7F である登録に対する早期異議申立の通知と様式 TM7 である登録異議申立の通知は、二者択一を構成するものであり、異議申立人は同一の商標出願に対して 2 以上の異議申立を維持することはできない。
- (3) (4)が適用される場合を除いて、第 38 条(2)適用上の所定期間は出願が公告された日直後に始まる 2 月の期間とする。
- (4) 本項は、(3)にいう期間満了前に、様式 TM7 又は TM7F を提出する期間の延長請求が様式 TM7A により行われた場合に適用され、本項が適用される場合は、様式 TM7A を提出した者(又は会社の場合は、当該会社の子会社若しくは持株会社又は当該持株会社の他の子会社)に関連して、第 38 条(2)の適用上の所定期間は出願が公告された日直後に始まる 3 月の期間とする。
- (5) 様式 TM7F 及び TM7A は、庁のウェブサイトを提供する出願システムを使用して又は登録官が許可するその他の方法によって電子的に提出しなければならない。
- (6) 異議申立理由陳述書に当該標章の表示及び次のものを含めるものとする。
 - (a) 当該標章が登録又は保護されている当局についての詳細事項
 - (b) 当該標章の登録番号
 - (c) 次の商品及びサービス
 - (i) 当該標章が登録されているもの、及び
 - (ii) 異議申立の根拠となっているもの
 - (d) 登録手続完了日又は国際商標(UK)保護の付与日、並びに
 - (e) 当該標章についての登録又は保護手続が、登録出願の日又は優先日から 5 年の期間の満了前に完了している場合は、第 6A 条(3)(a)にいう期間中に、異議申立の根拠となっている商品及びサービスのそれぞれについて当該標章が真正に使用されたか否かを記載している陳述
- (7) 先の標章が第 6A 条に基づいて使用証拠を条件とする場合、異議申立人が依拠しようとする使用証拠は早期異議申立通知とともに提供しなければならない。
- (8) 登録官は、様式 TM7F の写しを出願人に送付するものとし、かつ、送付された日は規則 18 の適用上、「通知日」とされる。
- (9) 本条規則において、「子会社」及び「持株会社」は、2006 年会社法における場合と同じ意味を有する。

規則 18 異議申立手続：反対陳述書の提出及び冷却期間(様式 TM8, TM9c 及び TM9t)

- (1) 出願人は、該当期間内に、反対陳述を含む様式 TM8 を提出しなければならない。
- (2) 出願人が該当期間内に様式 TM8 又は反対陳述書を提出しなかった場合は、登録出願は、異議申立が対象とする商品及びサービスに関連する限り、放棄されたものとして取り扱われるが、登録官が別段の指示をした場合はこの限りでない。
- (3) (4)、(5)又は(6)が適用されない場合は、該当期間は、通知日の後 2 月とする。
- (4) 本項は、次の場合、すなわち、
 - (a) 出願人及び登録に異議申立をする者が様式 TM8 の提出期間の延長に合意し、
 - (b) 通知日の後 2 月の期間内に、何れかの当事者が様式 TM8 の提出期間の延長を請求する様式 TM9c を提出し、更に

(c) 様式 TM9c が提出された日に始まり通知日の 9 月後に終わる期間中に、登録に異議申立をする者が継続する旨の通知を様式 TM9t により提出せず、かつ、様式 TM8 の提出期間の更なる延長請求が様式 TM9e によってなされなかった場合に、適用され、また、本項が適用される場合は、該当期間は、通知日に始まり、当該日の 9 月後に終わる。

(5) 本項は、次の場合、すなわち、

(a) 様式 TM8 の提出期間の延長請求が(4)(b)に従って様式 TM9c により提出され、

(b) (4)(c)にいう期間中、何れかの当事者が様式 TM8 の提出期間の更なる延長を請求する様式 TM9e を提出し、当該請求に、当事者は異議申立手続の和解について協議することを求めている旨の陳述が含まれており、更に

(c) 他方当事者が、様式 TM8 の提出期間の更なる延長に同意した場合に、

適用され、また、本項が適用される場合は、該当期間は、通知日の後 18 月とする。

(6) 本項は、次の場合、すなわち、

(a) 様式 TM8 の提出期間の延長請求が(4)(b)に従って様式 TM9c により提出され、かつ

(b) 登録に異議申立をする者が継続する旨の通知を様式 TM9t により提出した場合に、適用され、

また、本項が適用される場合は、該当期間は、通知日に始まり、様式 TM9t が提出された日の 1 月後又は通知日の後 2 月後の何れか遅い時に終わる。

(7) 登録官は、様式 TM8 の写しを、登録に異議申立をする者に送付しなければならない。

規則 19 異議申立手続：予備的表示(様式 TM53)

(1) 本条規則は、次の場合に適用される。

(a) 異議申立又はその一部が第 5 条(1)又は(2)に記載する相対的拒絶理由を根拠とするものであり、かつ

(b) 登録官が、当事者に対し、本条規則を適用することが不適切であると考える旨を示さなかった場合

(1A) 本規則は早期異議申立には適用しない。

(2) 登録官は、異議申立理由陳述書及び反対陳述書を検討した後、当事者に対し、

(a) 当該商標の登録は、第 5 条(1)又は(2)に記載する理由により、出願に記載された商品及びサービスの全部又は一部に関して拒絶されるべきでないと認めるか否か、又は

(b) 当該商標の登録は、第 5 条(1)又は(2)に記載する理由により、出願に記載された商品及びサービスの全部又は一部に関して拒絶されるべきであると認めるか否か、

について、通知(予備的表示)を送付しなければならない。

(3) 予備的表示が送付された日は、「表示日」とする。

(4) (2)に基づいて、登録官が、当該商標の登録は、第 5 条(1)又は(2)に記載する理由により、出願に記載された商品及びサービスの全部又は一部に関して拒絶されるべきでないと認めた場合は、登録に異議申立をした者は、表示日から 1 月以内に、当該理由により異議申立を続行する意思を様式 TM53 により通知しなければならない、通知をしなかった場合は、第 5 条(1)又は(2)に記載する理由により、当該商品及びサービスに関する商標の登録に対する当該人の異議申立は、取り下げられたものとみなされる。

(5) (2)に基づいて、登録官が、当該商標の登録は、出願に記載された商品及びサービスの全

部又は一部に関して拒絶されるべきであると認めた場合は、出願人は、表示日から1月以内に、続行する意思を様式 TM53 により通知しなければならず、通知をしなかった場合は、登録は拒絶されるべきと登録官が表示した商品又はサービスに関する商標の登録請求を取り下げたものとみなされる。

(6) 様式 TM53 を提出する者は、同時に、手続の他の全当事者に対して写しを送付しなければならない。

(7) 登録官は、予備的表示の理由を告げることを要さず、また、予備的表示は審判請求の対象とはならない。

規則 20 異議申立手続：証拠提出

(1) 次の場合、すなわち、

(a) 様式 TM53 を何れかの当事者が提出した場合、

(b) 異議申立又はその一部が第5条(1)又は(2)に記載する以外の理由を根拠としており、かつ、出願人が様式 TM8 を提出した場合、又は

(c) 規則 19 を適用することは不適切であると登録官が両当事者に示した場合は、

登録官は、両当事者が証拠及び提出物を提出することができる期間を特定しなければならない。

(2) 次の場合、すなわち、

(a) 異議申立が、第6条(1)(c)に該当する種類の先の商標を根拠とする場合

(b) 異議申立又はその一部が、第5条(1)又は(2)に記載する以外の理由を根拠とする場合、又は

(c) 使用陳述書に記載された事項の真実性が、出願人によって否定されたか又は認められなかった場合は、

登録に対して異議申立をする者(異議申立人)は、異議申立を裏付ける証拠を提出しなければならない。

(3) 異議申立人が(2)に基づく証拠を提出しなかった場合は、異議申立人は、次の事項を根拠とする限りにおいて、登録に対する異議申立を取り下げたとみなされる。

(a) (2)(a)又は(b)の事項、又は

(b) 登録済で、(2)(c)にいう使用陳述書の主題である先の商標

(4) 登録官は、いつでも、自ら適正と認める条件に基づいて証拠を提出する許可を何れの当事者にも与えることができる。

(5) 本規則の(1)-(3)は早期異議申立には適用しない。ただし、(4)は適用する。

規則 21 手続参加のための手続

(1) 異議申立又はその一部が第5条(1)、(2)又は(3)に記載する相対的拒絶理由を根拠とする場合は、(3)にいう者は、登録官に対し様式 TM27 により手続参加の許可を求める申請をすることができ、登録官は、そのように求められたときは関係当事者を聴聞した後、当該許可を拒絶するか又は登録官が適切と考える条件(費用についての保証を含む)を付して許可を与えることができる。

(2) 手続参加の許可を与えられた者は、当該手続参加に関して課せられる如何なる条件にも従うことを条件として、規則 19、規則 20 及び規則 62 から規則 73 までの適用上、手続の当

事者として取り扱われる。

(3) (1)にいう者は、次の者である。

(a) 異議申立が先の商標を根拠とする場合は、当該商標のライセンシー、及び

(b) 異議申立が先の団体標章又は証明標章を根拠とする場合は、当該標章の許可された使用者

規則 22 出願に関する意見書は出願人へ送付される ; 第 38 条 (3)

登録官は、第 38 条 (3) に基づいて出された意見を記載した書類の写しを出願人に送付しなければならない。

規則 23 登録の公告 ; 第 40 条

商標を登録したときは、登録官は、当該商標が登録簿に記入された日付を明示して、その登録を庁のウェブサイト公告しなければならない。

出願の補正

規則 24 出願の補正；第 39 条(様式 TM21)

誤記を訂正するため又は出願人の名称若しくは宛先を変更するための出願の補正又は出願公告後に請求する補正に関する請求は、様式 TM21 により行わなければならない。

規則 25 公告後の出願の補正；第 39 条(様式 TM7)

(1) 第 39 条により、公報に公告された出願について補正の請求が行われ、かつ、その補正が出願に係る商標又は商品若しくはサービスの表示に影響を及ぼす場合は、当該補正又は当該補正の効果についての陳述も公報に公告しなければならない。

(2) 補正によって影響を受けると主張する者は、(1)に基づき補正又は補正の効果についての陳述が公告された日から 1 月以内に、補正に対する異議申立を様式 TM7 により登録官に通知することができ、この通知には異議申立理由の陳述を含めるものとし、特に、補正が第 39 条(2)に該当しない理由を示さなければならない。

(3) 登録官は、様式 TM7 の写しを出願人に送付しなければならないが、かつ、規則 17、規則 18 及び規則 20 の手順を、当該規定を登録出願に対する異議申立手続に適用するのと同様に、補正に対する異議申立手続に適用するが、ただし、次の変更を加えるものとする。

(a) 次の言及、

(i) 登録出願への言及は、出願の補正の請求への言及と解する。

(ii) 登録に対して異議申立をする者への言及は、出願の補正に対して異議申立をする者への言及と解する。

(iii) 異議申立への言及は、出願の補正に対する異議申立への言及と解する。

(b) 規則 18(1)にいう該当期間は、これらの規定の適用上、登録官が様式 TM7 の写しを出願人に送付した日の後 2 月の期間とする。また

(c) 規則 18(3)から(6)まで及び規則 20(2)及び(3)は、適用されない。

分割、併合及び連続商標

規則 26 出願の分割；第 41 条(様式 TM12)

- (1) 登録前においてはいつでも、出願人は、様式 TM12 による請求書を登録官に送付し、その登録出願(原出願)を 2 以上の個別の出願(分割出願)に分割することを請求することができ、その際には、請求書に各分割部分に係る商品又はサービスの指定を表示する。
- (2) 各分割出願は、原出願と同一の出願日を有する個別の登録出願として扱われる。
- (3) 出願の分割請求が、その出願が公告された後に送付された場合は、原出願に対する異議申立は、各分割出願に適用され、また、それに従って手続が進められる。
- (4) 原出願に関し、ライセンスの付与又は約定担保権又はそれについての若しくはそれに基づく何れかの権利に関する事項が登録官に通知されている場合において、原出願が分割されたときは、当該通知及び事項は、原出願が分割された後の各出願に関して適用されるものとみなす。

規則 26A 登録の分割；第 41 条(様式 TM12R)

- (1) 商標所有者は、様式 TM12R による請求書を登録官に送付し、その登録(原登録)の指定を 2 以上の個別の商標(分割登録)に分割することを請求することができ、その際には、請求書に各分割登録に係る商品又はサービスの指定を表示する。
- (2) 各分割登録は、原登録と同一の登録日を有する個別の登録として扱われる。
- (3) (1)に基づく申請は、取消又は無効訴訟の対象である商標の登録に関しては認めることができない。その請求では、手続の対象である商品又はサービスの間に分割を生じることになる。
- (4) 原登録が、権利の部分放棄又は限定を条件とする場合は、分割登録も相応に制限される。
- (5) 原登録が次の事項に関する詳細を登録している場合は、登録官は、原登録が分割されている分割登録の個々に関して同一の詳細を登録簿に記入しなければならない。
 - (a) ライセンスの付与
 - (b) 約定担保権
 - (c) 当該原登録についての若しくはそれに基づく何れかの権利、又は
 - (d) 何らかの付記若しくは付記の効果の陳述

規則 27 個別の出願又は登録の併合；第 41 条(様式 TM17)

- (3) 1 の商標に関する 2 以上の登録であってその出願が同日になされたものの所有者は、登録官に対し様式 TM17 により、それらの登録を単一の登録に併合するよう請求することができ、また、登録官は、それらの登録が同一商標に関するものであると認めたときは、それらを単一の登録に併合するものとする。
 - (3A) (3)に基づく申請は、次の商標の登録に関しては認められない。
 - (a) 取消若しくは無効手続の主題である、又は
 - (b) 2008 年商標(国際登録)令(Trade Marks (International Registration) Order 2008)第 2 条の意味の国際登録の主題であってマドリッド議定書第 6 条に従って規定されるように商標から独立していないもの
- (4) (3)に基づいて併合される商標の登録について権利の部分放棄又は限定が付されている

場合は、併合された登録も相応に制限される。

(5) (3)に基づいて併合される商標の登録の何れかが、それに関連して、ライセンスの付与若しくは約定担保権又はそれについての若しくはそれに基づく何らかの権利に関しての又は何らかの付記若しくは付記の効果の陳述についての登録事項を有していた場合は、登録官は併合した登録に関して、同一事項を登録簿に記入しなければならない。

(6) 併合した登録の登録日は、個別の登録が異なる登録日を有していた場合は、それらの内の最後の日付としなければならない。

規則 28 連続商標の登録 ; 第 41 条(様式 TM12)

(1) 連続が 6 以下の商標から構成され場合に限り、単一の登録での連続商標の登録を規則 5 に従って申請することができる。

(1A) 連続商標の登録出願が 3 以上の商標から構成される場合は、出願は 2 商標を越える夫々の商標について所定手数料の納付を条件とする。

(2) (1)に基づく申請に続いて、登録官は、それらの商標が連続していると認めるときは、申請を承認しなければならない。

(5) 連続商標の登録出願人又は登録連続商標の所有者は、いつでも、連続商標の中の 1 の商標の削除を請求することができ、登録官は、当該請求後に、相応に当該商標を削除しなければならない。

(6) (5)に基づいて登録官が登録出願から商標を削除した場合は、当該出願は、削除された商標に係る限りにおいて取り下げられたものとして扱われる。

団体標章及び証明標章

規則 29 団体標章及び証明標章に関する規約の提出；附則 1 及び附則 2(様式 TM35)

団体標章又は証明標章の登録出願をする場合は、出願人は、登録官が指定する 3 月以上の期間内に、その標章の使用に関する規約の写しを添付して、様式 TM35 を提出しなければならない。

規則 29A EU 団体標章及び証明標章に関する規約の提出；附則 2A 第 4 項

団体標章又は証明標章である同等の商標(EU)の使用に関する規約及び附則 2A 第 4 項に基づいて提出されるよう要求される翻訳文が、登録官からの通知日後 3 月以内に提出されなければならない。

規則 29B 国際団体標章及び証明標章に関する規約の提出；附則 2B 第 4 項

団体標章又は証明標章である同等の商標(IR)の使用に関する規約及び附則 2B 第 4 項に基づいて提出されるよう要求される翻訳文が、登録官からの通知日後 3 月以内に提出されなければならない。

規則 30 団体標章及び証明標章に関する規約の修正；附則 1 第 10 項及び附則 2 第 11 項(様式 TM36 及び TM7)

(1) 登録団体標章又は登録証明標章の使用に関する規約を修正するための申請書は、様式 TM36 により提出しなければならない。

(2) 修正規約を公衆の閲覧に供することが適切であると登録官が認めたときは、登録官は、修正規約を閲覧することができる場所を表示した通知を公報に公告しなければならない。

(3) 何人も、(2)に基づく通知の公告日から 2 月以内に、団体標章に関して法律附則 1 第 6 項(1)にいう事項又は証明標章に関して法律附則 2 第 7 項(1)にいう事項に関連する修正について、登録官に意見書を提出することができ、登録官は、当該意見書の写しを所有者に送付しなければならない。

(4) 何人も、(2)に基づいて通知が公告された日から 2 月以内に、様式 TM7 により、修正に対する異議申立を登録官に通知することができ、その様式には、異議申立理由についての陳述であって、修正規約が法律附則 1 第 6 項(1)又は場合に応じ、法律附則 2 第 7 項(1)の要件を満たさない理由を示したものを含まなければならない。

(5) 登録官は、様式 TM7 の写しを所有者に送付しなければならないが、また、規則 18 及び規則 20 の手続は、登録出願に対する異議申立に関する手続に適用されるのと同様に、修正に対する異議申立に関する手続に適用されるが、次の変更を施すものとする。

(a) 次の言及、すなわち、

(i) 出願人への言及は、所有者への言及と解し、

(ii) 登録出願への言及は、規約修正申請への言及と解し、

(iii) 登録に対して異議申立をする者への言及は、規約修正に対して異議申立をする者への言及と解する。

(b) 規則 18A(1)にいう該当期間は、これらの規定の適用上、登録官が様式 TM7 の写しを所有者に送付した日の後 2 月の期間とする。

(c) 規則 18(3)から(6)まで及び規則 20(2)及び(3)は、適用されない。

規則 31 権利の部分放棄又は限定を条件とする登録；第 13 条

商標登録の出願人又は所有者が、登録官に通知書を送付し、

- (a) 商標の特定の要素についての排他的使用の権利を部分的に放棄したか、又は
- (b) 登録によって付与される権利が特定の領域的又はその他の限定を条件とすることに同意した場合は、

登録官は、登録簿に適切な記入をしなければならず、また、前記の権利の部分放棄又は限定を公告しなければならない。

規則 32 登録商標の変更；第 44 条(様式 TM25 及び TM7)

(1) 登録商標の所有者は、登録官に対し様式 TM25 により、第 44 条に基づいて許可される登録商標の変更を請求することができ、登録官は、当該請求後、申請をした事情に関する証拠を要求することができる。

(2) 登録官が所有者からの請求を受けて当該変更を許可しようとするときは、登録官は、変更後の商標を公報に公告しなければならない。

(3) 変更によって影響を受けると主張する者は、(2)に基づいて変更後の商標が公告された日から 2 月以内に、登録官に対し様式 TM7 により変更に対する異議申立を通知することができ、その様式には、異議申立理由の陳述を含めるものとする。

(4) 登録官は、様式 TM7 の写しを所有者に送付しなければならず、また、規則 18 及び規則 20 の手続は、登録出願に対する異議申立に関する手続に適用されるのと同様に、変更に対する異議申立に関する手続に適用されるが、次の変更を施すものとする。

(a) 次の言及、すなわち、

(i) 出願人への言及は、所有者への言及と解し、

(ii) 登録出願への言及は、変更請求への言及と解し、

(iii) 登録に対して異議申立をする者への言及は、変更に対して異議申立をする者への言及と解し、

(iv) 異議申立への言及は、変更に対する異議申立への言及と解する。

(b) 規則 18(1)にいう該当期間は、これらの規定の適用上、登録官が様式 TM7 の写しを所有者に送付した日の後 2 月の期間とする。

(c) 規則 18(3)から(6)まで及び規則 20(2)及び(3)は、適用されない。

規則 33 登録商標の放棄；第 45 条(様式 TM22 及び TM23)

(1) (2)に従うことを条件として、所有者は、登録官に対して次の様式による通知書を送付して、登録商標を放棄することができる。

(a) 登録に係るすべての商品又はサービスに関する場合は、様式 TM22、又は

(b) 所有者が通知書に指定した商品又はサービスのみに関する場合は、様式 TM23

(2) (1)に基づく通知書は、所有者がその通知書において次のことをしていない限り、効力を有さない。

(a) その商標についての登録された権利を有するすべての者の名称及び宛先を記載すること、及び

(b) 次の事項を証明すること

(i) 所有者が前記の者に、商標を放棄する自己の意思に関し、3 月以上前に通知を送付していること、又は

(ii) 前記の者は、影響を受けないか若しくは影響を受ける場合は放棄に同意していること

(3) 登録官は、放棄が効力を生じたときは、登録簿に適切な記入を行い、かつ、放棄日を庁のウェブサイトに公告しなければならない。

更新及び回復

規則 34 登録更新についての通知；第 43 条

(1) (2)に従うことを条件として、登録官は、登録所有者に対し、商標の登録満了前 6 月以前に、満了日が近く到来することについての通知書を送付しなければならない。また同時に、規則 35 に記載する方法で登録を更新することができる旨を所有者に知らせなければならない。

(2) 登録官が、商標は(出願日を基準として)更新期日前の 6 月以内又は更新期日以後の何れかの時に第 40 条に基づいて登録することができるものであると認めた場合において、登録官が実際の登録日後 1 月以内に出願人にその旨の通知をしたときは、登録官は、(1)を遵守したものとみなされる。

(2A) 登録官は、(1)に従って所有者に通知しなかったとの理由で責任を問われることはなくそのような懈怠に関して、登録官に対して訴訟を提起することはできない。

規則 35 登録更新；第 43 条(様式 TM11)

登録更新は、登録の満了日に終わる 6 月の期間内又は規則 34(1)に従っての登録官からの通知を受領後、様式 TM11 による更新請求書を提出しなければならない。

規則 36 更新の遅延及び登録の抹消；第 43 条(様式 TM11)

(1) 商標の登録満了時に更新手数料が納付されていない場合は、登録官は、その事実を公告しなければならない。

(2) 最後の登録満了日から 6 月以内に、該当する更新手数料及び割増更新手数料を添えて様式 TM11 による更新請求書が提出された場合は、登録官は、その商標を登録簿から抹消せずに、その登録を更新しなければならない。

(3) 如何なる更新請求書も提出されなかった場合は、登録官は、規則 37 に従うことを条件として、商標を登録簿から抹消しなければならない。

(4) 商標が(出願日を基準として)更新期日後に登録されることになるときは、更新請求書は、実際の登録日から 6 月以内に、更新手数料及び割増更新手数料を添えて提出しなければならない。

(5) 商標登録の抹消は、庁のウェブサイトにも公告される。

規則 37 登録の回復；第 43 条(様式 TM13)

(1) 登録官が、規則 36 に従って登録更新がなされなかったことを理由として商標を登録簿から抹消した場合において、商標が抹消された日から 6 月以内に、該当する更新手数料及び回復手数料を添えた様式 TM13 による請求書を受領したときは、登録官は、

(a) その商標を登録簿に回復することができ、かつ

(b) 登録を更新することができる。ただし、登録官が、更新の懈怠が意図的なものでなかったことを認めた場合に限る。

(1A) 標章が登録簿へ回復された場合、標章の所有者は、登録の満了日に始まり(2)に従ってその回復が公告される日に終わる期間に関して、標章と同一又は類似の標識に基づいて善意に商品を出し又はサービスを提供した第三者に対して侵害手続を提起することができない。

(2) 登録の回復は、回復した日を含め、庁のウェブサイトにも公告される。

規則 37A EUTM の回復 ; 附則 2A 第 28 項

附則 2A 第 28 項に基づく EUTM の回復に従う同等の商標 (EU) の登録請求は、次を含まなければならぬ。

- (a) EUTM の表示
- (b) 当該商標の登録番号
- (c) 所有者の名称及び宛先
- (d) 当該商標の登録に係る商品又はサービス
- (e) EUTM 規則に従って当該商標について提出された優先権主張に従って付与された優先日 (存在する場合) 及び当該優先権主張について規則 6(1) (a) から (c) までに指定された情報
- (f) 当該商標の先順位主張 (存在する場合) の基礎となった登録商標又は国際商標 (UK) の番号及び先順位日

取消、無効及び訂正

規則 38 (不使用を理由とする)取消申請;第 46 条(1) (a)又は(b) (様式 TM8 (N)及び TM26 (N))

- (1) 第 46 条(1) (a)又は(b)に掲げる理由による第 46 条に基づく登録官に対する商標取消の申請は、様式 TM26 (N)により行わなければならない。
- (2) 登録官は、所有者に対し、様式 TM26 (N)の写しを送付しなければならない。
- (3) 所有者は、登録官から様式 TM26 (N)の写しの送付を受けた日から 2 月以内に、反対陳述を含む様式 TM8 (N)を提出しなければならない。
- (4) 所有者が、(3)に指定される期間内に、商標の使用の証拠又は商標の不使用の理由を裏付ける証拠を提出しなかった場合は、登録官は、証拠を提出するための 2 月以上の更なる期間を指定しなければならない。
- (5) 登録官は、所有者が提出した様式 TM8 (N)及び使用の証拠又は不使用の理由を裏付ける証拠の写しを申請人に送付しなければならない。
- (6) 所有者が(3)に指定される期間内に様式 TM8 (N)を提出しなかった場合は、商標の登録は、登録官が別段の指示をしない限り、取り消される。
- (7) 所有者が(3)に指定される期間内又は(4)に指定される更なる期間内に証拠を提出しなかった場合は、登録官は、所有者が申請に反論をしないものとして扱うことができ、商標の登録は、登録官が別段の指示をしない限り、取り消される。
- (8) 登録官は、いつでも、自ら適正と認める条件に基づいて証拠を提出する許可を何れの当事者にも与えることができる。

規則 39 (不使用以外の理由による)取消申請;第 46 条(1) (c)又は(d) (様式 TM8 及び TM26 (0))

- (1) 第 46 条(1) (c)又は(d)に掲げる理由による第 46 条に基づく商標取消を求める登録官への申請は、様式 TM26 (0)によらなければならない。申請書には申請理由陳述書を含め、かつ、真実陳述書を添付しなければならない。
- (2) 登録官は、様式 TM26 (0)及び申請理由陳述書の写しを所有者に送付しなければならない。
- (3) 所有者は、登録官から様式 TM26 (0)及び陳述書の写しの送付を受けた日から 2 月以内に、反対陳述書を含む様式 TM8 を提出しなければならない。提出しない場合は、登録官は、所有者が申請に反論をしないものとして取り扱うことができ、商標の登録は、登録官が別段の指示をしない限り、取り消される。
- (4) 登録官は、様式 TM8 の写しを申請人に送付しなければならない。

規則 40 (不使用以外の理由による)取消申請：証拠提出

- (1) 所有者が様式 TM8 を提出した場合は、登録官は、更なる証拠を当事者が提出することができる期間を指定しなければならない。
- (2) 申請人は、申請を裏付ける更なる証拠を提出しなかった場合は、登録官が別段の指示をしない限り、申請を取り下げたものとみなされる。
- (3) 登録官は、(2)に基づいて与えた指示を所有者に通知しなければならない。
- (4) 登録官は、いつでも、自ら適正と認める条件に基づいて証拠を提出する許可を何れの当事者にも与えることができる。

規則 41 無効申請：申請書及び反対陳述書の提出；第 47 条(様式 TM8 及び TM26(I))

(1) 第 47 条に基づく無効の宣言を求める登録官への申請は、様式 TM26(I)によりしなければならない。申請書には申請理由陳述書を含め、かつ、真実陳述書を添付しなければならない。

(2) 申請が登録商標に基づいている場合は、申請理由陳述書には当該商標の表示及び次の事項を含めなければならない。

(a) 当該商標が登録されている当局の詳細

(b) 当該商標の登録番号

(c) 次の商品及びサービス

(i) 当該商標が登録されているもの、及び

(ii) 当該申請に係るもの、並びに

(d) 第 47 条(2A) (a) 及び(b)の何れも当該商標に適用されない場合は、第 47 条(2B) (a)にいう期間中に当該商標が当該申請に係る商品及びサービスのそれぞれに関して真正に使用されていたか否か又は不使用に関して適正な理由が存在するか否かについて詳述する陳述書(規則 42 の適用上、「使用陳述書」という)

(3) 申請が登録出願されている商標に基づいている場合は、申請理由陳述書には、当該商標及び(2) (a)から(c)までに掲げる事項を表示しなければならない。登録への言及は、登録出願への言及と解する。

(4) 申請が何れかの法規(特に詐称通用に関する法律)により保護されていると申請人が主張する未登録商標その他の標識に基づいている場合は、申請理由陳述書には、当該商標又は標識並びに当該保護が主張されている商品及びサービスを表示しなければならない。

(5) 登録官は、様式 TM26(I) 及び申請理由陳述書の写しを所有者に送付しなければならない。

(6) 所有者は、登録官から様式 TM26(I) 及び陳述書の写しの送付を受けた日から 2 月以内に、反対陳述を含む様式 TM8 を提出しなければならない。提出しない場合は、登録官は、所有者が申請に反論をしないものとして扱うことができ、商標の登録は、登録官が別段の指示をしない限り、無効と宣言される。

(7) 登録官は、様式 TM8 の写しを申請人に送付しなければならない。

規則 42 無効申請：証拠提出

(1) 所有者が様式 TM8 を提出した場合は、登録官は、出願がなされた理由を裏付ける証拠を提出するよう促す通知を申請人に送付し、かつ、写しを他のすべての当事者に送付しなければならない。

(2) 登録官は、証拠及び提出物を当事者が提出することのできる期間を指定しなければならない。

(3) 次の場合、すなわち、

(a) 申請が第 6 条(1) (c)に該当する種類の先の商標に基づいており

(b) 申請又はその一部が、第 5 条(1)又は(2)に記載する以外の理由に基づいており、又は

(c) 使用陳述書に記載される事項の真実性が所有者により否定されるか又は認められない場合は、

申請人は、申請を裏付ける証拠を提出しなければならない。

(4) 申請人は、(3)に基づく如何なる証拠も提出しなかった場合は、次の事項に基づく限り、申請を取り下げたものとみなされる。

- (a) (3) (a) 又は (b) の事項、又は
- (b) 登録されており、かつ (3) (c) にいう使用陳述書の主題である先の商標
- (5) 登録官は、いつでも、自らが適正と認める条件に基づいて証拠を提出する許可を何れの当事者にも与えることができる。

規則 43 出願の取消又は登録の取消若しくは無効を破棄すること；(様式 TM29)

(1) 本条規則は、次の場合に適用される。

- (a) 登録出願が、規則 18(2) に基づいて放棄されたものとして扱われる場合
- (b) 商標登録が、規則 38(6) 又は規則 39(3) に基づいて取り消される場合、
- (c) 商標登録が、規則 41(6) に基づいて無効と宣言される場合、又は
- (d) 同等の商標 (EU) の登録が、規則 43A(6) に基づいて何れかの範囲において取り消され又は無効の宣言をされる場合

かつ、(場合に応じて) 出願人又は所有者が、(場合に応じて) 出願を放棄したものとして扱うか、商標の登録を取り消すか又は無効と宣言する登録官の決定(原決定)は、(3) に掲げる理由により破棄されるべきと主張する場合

(2) 本条規則が適用される場合は、出願人又は所有者は、出願が拒絶された日又は(場合に応じて) 取消若しくは無効の宣言を反映するため登録簿が修正された日の後 6 月以内に、登録官の決定を破棄することを様式 TM29 により申請しなければならず、申請を裏付ける証拠を含め、かつ、(1) (a) から (c) までの場合、(1) にいう規則に基づき、原手続の他方当事者に対して、様式及び証拠を複製しなければならない。

(3) 出願人又は所有者が、(1) にいう規則に指定された期間内に様式 TM8 又は適用除外通知を提出しなかったことは、(場合に応じて) 様式 TM7、様式 TM26(N)、様式 TM26(O)、様式 TM26(I) 又は同等の商標 (EU) が対応する EUTM と同一の範囲において取り消され若しくは無効の宣言をされることになる旨の規則 43(4) (b) に基づく登録官からの通知を受領しなかったことが原因であることを登録官が合理的に納得するように示した場合は、原決定は、登録官が適切と認める諸条件に基づいて破棄することができる。

(4) 原決定を破棄するか否かを検討するに際し、登録官が考慮しなければならない事項には、破棄を求める者が原決定に気付いた後速やかにそうする旨の申請をしたか否か及び原決定が破棄された場合に、原手続の他方当事者に生じ得る損害が含まれる。

規則 43A 既存の EUTM の無効又は取消：取消通知及び適用除外申請手続；附則 2A 第 21A 項

(1) 附則 2A 第 21A 項に基づく取消通知は、

- (a) 商標の表示とともに、既存の EUTM を移行日直前に EUTM 登録簿に登録されていた番号により特定し、
- (b) (全部又は一部に拘らず) 既存の EUTM が取り消され又は無効の宣言をされた決定に関して、次の詳細を含み、
 - (i) (審判請求での決定を含む) 決定日
 - (ii) 取消又は無効の宣言が既存の EUTM の登録に係る商品又はサービスの全部又は一部に関連したか否か
 - (iii) (全部又は一部に拘らず) 既存の EUTM が取り消された場合、当該取消の効力が発生した日

- (c) 既存の EUTM が取り消され、又は無効の宣言をされた(審判請求での決定を含む)決定の写しを添付し、かつ
- (d) (全部又は一部に拘らず)既存の EUTM が取り消され又は無効の宣言をされた決定が最終的に確定した旨の陳述を含まなければならない。
- (2) 既存の EUTM に由来する取消通知が同等の商標 (EU) の所有者によって登録官に提出された場合、取消通知は次が添付されなければならない。
- (a) 附則 2A 第 21A 項 (4) の規定に基づいて、(全部又は一部に拘らず)同等の商標 (EU) が取り消されるべきではなく又は無効の宣言をされるべきではないとする旨の登録官への書面の通知(適用除外通知)、及び
- (b) 該当する裏付け証拠(裏付け証拠)とともに、附則 2A 第 21A 項 (4) が適用される理由の陳述書(陳述書)
- (3) 同等の商標 (EU) の所有者が取消通知を登録官に提出したが、適用除外通知、陳述書又は裏付け証拠を送付しなかった場合、取消通知において特定された既存の EUTM に由来する同等の商標 (EU) の登録は、登録官が別段の指示をしない限り、既存の EUTM と同一の範囲において取り消され又は無効の宣言をされなければならない。
- (4) 既存の EUTM に由来する同等の商標 (EU) の所有者以外の者によって提出された登録官が取消通知を受領する場合、登録官は、取消通知の受領後合理的速やかに、
- (a) 取消通知において特定された既存の EUTM に由来する同等の商標 (EU) の所有者に取消通知の写しを送付し、かつ
- (b) 既存の EUTM に由来する同等の商標 (EU) の所有者に、既存の EUTM の取消又は無効の宣言に基づいて、同等の商標 (EU) が対応する EUTM と同一の範囲において取り消され又は無効の宣言をされることになる旨を通知しなければならない。
- (5) 取消通知による以外で附則 2A 第 21A 項 (2) (a) にいう状況に登録官が気付いた場合、登録官は、当該状況に気付いた後合理的速やかに、(4) (b) に規定される条件で、既存の EUTM に由来する同等の商標 (EU) の所有者に通知しなければならない。
- (6) (4) 及び (5) にいう同等の商標 (EU) の所有者は、(4) (b) 及び (5) にいう通知が指定する 1 月以上の期間内に、(2) にいう陳述書及び裏付け証拠を添付して、登録官に適用除外通知を送付しなければならない。それをしなかったときは、登録官が別段の指示をしない限り、同等の商標 (EU) の登録は、対応する EUTM と同一の範囲において取り消され又は無効の宣言をされなければならない。
- (7) 登録官は、附則 2A 第 21A 項 (4) が同等の商標 (EU) に適用されるか否かの決定を下すにあたり、同等の商標 (EU) の所有者によって提出された陳述書及び裏付け証拠を考慮し並びに決定理由を述べる決定通知書を所有者に送付しなければならない。
- (8) (7) にいう決定に起因する審判請求の目的では、通知が送付された日を決定日とみなさなければならない。

規則 44 訂正申請の手続；第 64 条(様式 TM26(R))

- (1) 第 64 条 (1) に基づく登録簿における誤記又は脱漏の訂正を求める申請は、様式 TM26 (R) によるものとし、申請書には次のものを添付しなければならない。
- (a) 申請理由陳述書、及び
- (b) その理由を裏付ける証拠

- (2) 登録商標の所有者以外の者が(1)に基づいて申請をした場合は、登録官は、
- (a) 申請書及び陳述書の写し並びに提出された証拠があるときは、証拠の写しを所有者に送付しなければならない、また
 - (b) 後の証拠の提出に関し登録官が適正と考える指示を、そのように考える条件に基づいて出すことができる。

規則 45 手続参加のための手続

(1) 登録所有者以外の者であって、規則 38、規則 39、規則 41 又は規則 44 に基づく申請に関する手続に利害関係を有すると主張する者は、登録官に対し様式 TM27 により、利害関係の内容を記載して、手続参加の許可を求める申請をすることができ、登録官は、関係当事者が聴聞を請求したときはこれらの者を聴聞した後、前記の許可を拒絶するか又は登録官が適正と考える条件(費用についての保証を含む)に基づいて許可を与えることができる。

(2) 手続参加の許可を与えられた者は、当該手続参加に関して課せられる条件に従うことを条件として、規則 38 から規則 40 まで、規則 41 及び規則 42 又は規則 44(の内の何れか該当するもの)及び規則 62 から規則 73 までの適用上、手続の当事者として扱われるものとする。

登録簿

規則 46 登録簿の形式；第 63 条(1)

第 63 条(1)に基づいて登録官が備えるよう要求される登録簿は、書面形式で保管する必要はない。

規則 47 登録商標に関する事項の登録簿への記入；第 63 条(2) (様式 TM24)

第 63 条(2) (a)に基づいて要求される登録商標の登録簿への記入に加え、各商標に関し、次の事項を登録簿に記入しなければならない。

(a) 第 40 条(3)に従って決定された登録日(登録出願の出願日)又は同等の商標(EU)の場合には、附則 2A 第 1 項に従って決定された登録日

(aa) 同等の商標(IR)の場合は、附則 2B 第 1 項に従って決定された登録日

(b) 登録手続完了日(同等の商標(EU)の場合は、対応する EUTM の EUTM 登録日)

(bb) 同等の商標(IR)の場合は、同等の商標(IR)が由来する既存の IR(EU)についての EUTM 規則第 190 条(2)にいう事項の EU 知財庁による公告日である登録手続完了日

(c) 第 35 条又は第 36 条に基づいてなされた優先権の主張に従って付与された優先日(存在する場合)

(ca) 同等の商標(EU)の場合は

(i) EUTM 規則に従って対応する EUTM について提出された優先権の主張に従って付与された優先日(存在する場合)、及び

(ii) (存在する場合)対応する EUTM の先順位主張の基礎となった登録商標又は国際商標(UK)の番号及び先順位日

(cb) 商標が附則 2A 第 26 項にいう出願に従って登録された場合は、

(i) 附則 2A 第 25 項(2) (a) (ii)に基づいてなされた優先権の主張に従って付与された優先日(存在する場合)、及び

(ii) (存在する場合)出願の先順位主張の基礎となる登録商標又は国際商標(UK)の番号及び先順位日

(cc) 同等の商標(IR)の場合は、

(i) パリ条約第 4 条に従って対応する(IR)について提出された優先権の主張に従って付与された優先日(存在する場合)、及び

(ii) (存在する場合)対応する(IR)の先順位主張の基礎となった登録商標又は国際商標(UK)の番号及び先順位日

(cd) 商標が附則 2B 第 28 項、第 29 項又は第 33 項にいう出願に従って登録された場合は、

(i) 附則 2B 第 28 項(2) (b) (第 28 項(5)を考慮して)、第 29 項(2) (b) (第 29 項(4)を考慮して)又は第 33 項(2) (b) 若しくは(3) (b) (第 33 項(4)を考慮して)に基づいてなされた優先権の主張に従って付与された優先日(存在する場合)、及び

(ii) (存在する場合)出願の先順位主張の基礎となる登録商標又は国際商標(UK)の番号及び先順位日

(d) 所有者の名称及び宛先

(e) 規則 11 に基づいて提出された送達宛先がある場合は、その送達宛先

(f) 第 13 条(1) (a) 又は(b)に基づく権利の部分放棄又は限定

- (g) 商標に関する何らかの付記又は付記の効果の陳述であって、様式 TM24 により登録官に通知されているもの
- (h) 商標の登録に係る商品又はサービス
- (i) 商標が団体標章又は証明標章である場合は、その事実
- (j) 商標が、先の商標又はそれ以外の先の権利の所有者の同意を得て、第 5 条(5)に従って登録されている場合は、その事実
- (k) 商標が変更出願によって登録されたものである場合は、
 - (i) 国際登録番号、及び
 - (ii) 次の何れか、すなわち、
 - (aa) マドリッド議定書第 3 条(4)に基づく国際登録の認定日又は場合に応じて、
 - (bb) 同議定書第 3 条の 3 に基づく国際登録の連合王国への拡張を求める請求に係る記録日
 - (m) 標章が団体標章であって修正された規約が登録官に受理されている場合は、その記入日を含め、その事実
 - (n) 同等の商標(EU)の場合は、対応する EUTM の番号を含む、既存の EUTM に由来する旨及び対応する EUTM が取消手続の対象であるときは取消手続中である旨の表示
 - (o) 同等の商標(IR)の場合は、既存の IR(EU)が対象となる国際登録番号を含む、既存の IR(EU)に由来する旨の表示

規則 48 登録可能な取引事項の登録簿への記入；第 25 条

第 25 条(1) (a) 又は(b)にいう者が登録官に対して行った申請に基づき、各商標に関して、次の登録可能な取引についての事項を、記入を行った日と併せて、登録簿に記入しなければならない。

- (a) 登録商標又はそれについての何らかの権利の譲渡の場合は、
 - (i) 譲受人の名称及び宛先
 - (ii) 譲渡日、及び
 - (iii) 譲渡が商標についての権利に関するものである場合は、譲渡された権利の説明
- (b) 登録商標に基づくライセンスの付与の場合は、
 - (i) ライセンシーの名称及び宛先
 - (ii) ライセンスが排他的ライセンスである場合は、その事実
 - (iii) ライセンスに限定が付されている場合は、限定についての説明、及び
 - (iv) ライセンスの存続期間が一定期間のものであるか又は一定期間として確認することができるものである場合は、その存続期間
- (c) 登録商標又はそれについての若しくはそれに基づく権利に関する約定担保権の付与の場合は、
 - (i) 被付与者の名称及び宛先
 - (ii) 担保権の性質(固定か流動か)、及び
 - (iii) 担保の範囲及び担保の対象とされている商標についての又は当該商標に基づく権利
- (d) 登録商標又はそれについての若しくはそれに基づく権利に関する承認が人格代表者によって行われた場合は、
 - (i) 承認によって、商標又はそれについての若しくはそれに基づく権利が付与された者の名称及び宛先、及び

- (ii) 承認の日付
- (e) 裁判所又は権限を有するそれ以外の当局が登録商標又はそれについての若しくはそれに基づく権利を移転させた場合は、
 - (i) 被移転者の名称及び宛先
 - (ii) 命令の日付, 及び
 - (iii) 移転が商標についての権利である場合は, 移転された権利についての説明
- (f) 登録商標に基づくライセンス, 登録商標に対する約定担保権又はそれについての若しくはそれに基づく権利に関連する登録事項の変更の場合は, 当該変更を反映する事項

規則 49 取引についての登録申請又は通知 ; 第 25 条及び第 27 条(3) (様式 TM16, TM24, TM50 及び TM51)

- (1) 第 25 条の適用対象である取引に関する事項を登録するための申請又は第 27 条(3)の適用対象である取引に関する事項の登録官への通知の提出は, 次の様式によらなければならない。
 - (a) 譲渡又は(b)から(d)までにいう以外の取引に関しては, 様式 TM16
 - (b) ライセンスの付与に関しては, 様式 TM50
 - (c) ライセンスの修正又は終了に関しては, 様式 TM51
 - (d) 約定担保権の付与, 修正又は終了に関しては, 様式 TM24, 及び
 - (e) 人格代表者による承認又は裁判所若しくは権限を有するそれ以外の当局からの命令に関しては, 様式 TM24
- (2) (1)に基づく申請には,
 - (a) 取引が譲渡の場合は, 譲渡当事者が若しくはその代理で署名し,
 - (b) 取引が(1) (b), (c)又は(d)に該当する場合は, ライセンス又は約定担保権の付与者が若しくはその代理で署名しなければならず,又は取引を確認するのに十分な書証を添付しなければならない。
- (3) 登録官に対する通知の申請が商標登録出願に関連する事項に関して行われた場合は, 登録官は, その商標が登録されたときに, それらの事項を登録簿に記入しなければならない。

規則 50 公衆による登録簿の閲覧 ; 第 63 条(3)

- (1) 登録簿は, 規則 80 に従って公告されている庁の就業時間中, 庁において公衆の閲覧に供さなければならない。
- (2) 登録簿の一部が書面形式以外で保管されている場合は, 閲覧権は, 登録簿上の資料を閲覧する権利である。

規則 51 認証謄本等の交付 ; 第 63 条(3) (様式 TM31R)

登録官は, 登録簿の記入事項に関し, 様式 TM31R によって請求を受けた認証済の謄本若しくは抄本又は無認証の謄本若しくは抄本を交付しなければならない。

規則 52 登録簿上の名称又は宛先についての変更請求 ; 第 64 条(4) (様式 TM21)

登録官は, 規則 48 に基づいて登録されている登録商標の所有者, ライセンシー又は登録商標における利害又は担保権を有する者(申請人)から様式 TM21 による請求を受けたときは, 記録

されている申請人の名称又は宛先についての変更を登録簿に記入しなければならない。

規則 53 登録簿からの事項の抹消；第 25 条(5) (b)及び第 64 条(5) (様式 TM7)

(1) 登録官が登録簿内の何れかの事項が効力を失っていると認める場合は、当該事項を登録簿から抹消する前に、

(a) 登録官は、当該事項を抹消する意思を公報に公告することができ、また

(b) 何人かが抹消によって影響を受けると登録官が認めるときは、登録官は、抹消の意思についての通知書を当該人に送付しなければならない。

(2) 前記事項を抹消する旨の意思が公告された日又は場合に応じ、抹消の意思についての通知書が送付された日から 2 月以内に、

(a) 何人も、様式 TM7 により抹消に対する異議申立通知書を提出することができ、また

(b) (1) (b) に基づき通知書の送付を受けた者は、抹消に対して異議を有するときは、その異議を書面で提出することができる。

なお、前記の異議が申し立てられた場合は、規則 63 を適用する。

(3) 登録官が抹消に対する異議を検討した後、前記事項が効力を失っていないと認めたときは、登録官は、その事項を抹消してはならない。

(4) 登録官の通知に対して如何なる応答もなかった場合は、登録官は、その事項を抹消することができ、また、記入事項の抹消に対する異議の意見表明が行われた場合において、登録官が異議を検討した後、記入事項又はその一部が効力を失っているとの見解に達したときは、登録官は、記入事項又は該当するその一部を抹消することができる。

分類の変更

規則 54 分類の変更；第 65 条(2)及び第 76 条(1)

(1) 登録官は、いつでも、登録商標の分類に関連する登録簿の記入事項を修正して、その時点で有効な版のニース分類に沿うようにすることができる。

(2) 登録官は、(1)に基づいて登録簿を修正する前に、商標の所有者に対して、その修正提案についての通知書を送付しなければならない。同時に、所有者に対して次の事項を通知する。

(a) 所有者は、通知書の日付から 2 月以内に前記提案に対し、理由を記載した書面により異議を申し立てることができること、及び

(b) 登録官は、指定された期間内に書面による如何なる異議も受領しなかった場合は、その提案を公告すること及び所有者は、当該公告が行われたときは、異議を申し立てる権利を有さなくなること

(3) 所有者が(2)(a)に定められた期間内に書面をもって如何なる異議も申し立てなかったか又は前記期間が満了するまでに異議を申し立てないことを決定し、この旨の通知書を登録官に提出した場合は、登録官は、当該期間の満了後又は通知書の受領後速やかに、その提案を公報に公告しなければならない。

(4) 所有者が(2)(a)に定められた期間内に書面をもって異議を申し立てた場合は、登録官は、異議を検討した後速やかに、その提案を公報に公告するか。又は提案を修正したときは、修正後の提案を公報に公告しなければならない。登録官の決定は最終であり、それについて審判請求することはできない。

規則 55 提案に対する異議申立；第 65 条(3)及び(5)及び第 76 条(1)(様式 TM7)

(1) 何人も、規則 54 に基づいて提案が公告された日から 2 月以内に、登録官に対し様式 TM7 により、提案に対する異議申立通知書を提出することができ、通知書には、異議申立理由陳述書を含めなければならない。特に、修正提案が第 65 条(3)に反する理由を示さなければならない。

(2) 所定の期間内に、(1)に基づく異議申立通知書が提出されなかった場合又は異議申立が決定されている場合は、登録官は、提案した通りに修正をしなければならない。かつ、修正をした日を登録簿に記入しなければならない。登録官の決定は最終的であり、それについて審判請求することはできない。

情報の請求，書類の閲覧及び守秘義務

規則 56 情報の請求；第 67 条(1) (様式 TM31C)

登録出願又は登録商標に関する情報請求は，様式 TM31C によりしなければならない。

規則 57 公告前に利用可能な情報；第 67 条(2)

(1) 登録官は，登録出願の公告前に，規則 49 に基づいて登録官に提出された通知書に含まれている出願及びそれについてされた補正並びに何らかの事項を公衆の閲覧に供さなければならない。

(2) 情報の公告に関する第 67 条(2)の如何なる規定も，登録官が決定した商標に関する事件についての決定の公告を妨げるものと解してはならない。

規則 58 書類の閲覧；第 67 条及び第 76 条(1)

(1) 登録官は，(2)及び(3)に従うことを条件として，登録商標に関し又は商標登録出願が公告されている場合はその出願に関し，庁に提出された又は庁で保管されているすべての書類について閲覧を許可しなければならない。

(2) 登録官は，登録官が法律又は本規則により遂行することを要求されているか又は許可されている手続の中で問題とされる書類に関連性を有する段階が完了するまでは，(1)にいう書類の閲覧を許可する義務を負わないものとする。

(3) (1)に基づく閲覧の権利は，次の事項には適用しない。

(a) 庁において内部使用の目的のみで作成された書類

(b) 庁の要求によるかそれ以外の理由によるかを問わず，査閲のために庁に送付された書類であって，その後送付者に返却されるもの

(c) 規則 56 に基づく情報の請求

(d) 庁が受領した書類であって，秘密扱いにされるべきであると登録官が考えるもの

(e) 登録官が規則 59 に基づいて，秘密扱いにすべき旨の指示を出している書類

(4) (1)の如何なる規定も，次のものを公衆の閲覧に供する義務を登録官に課すものと解してはならない。

(a) 登録官の意見として，何人かに害を及ぼす虞のある形で当該人を誹謗している書類又は書類の一部

(b) 1994 年 10 月 31 日前に庁に提出された又は庁に対して若しくは庁から送付された書類又は情報，又は

(c) 1938 年商標法に基づく商標登録出願に関し，1994 年 10 月 31 日後に庁に提出された又は庁に対して若しくは庁から送付された書類又は情報

(5) 書類又は書類の一部を公衆の閲覧に供さない旨の(4)に基づく登録官の決定に対しては，審判請求することができない。

規則 59 秘密書類

(1) (登録官によって要求され，規則 3 に従って公告されている様式以外の)書類が庁に提出され，かつ，提出した者が提出時に請求理由を付して当該書類又はその中の特定部分を秘密扱いにするよう請求した場合は，登録官は，該当する事情に応じ，当該書類又はその一部を

秘密扱いにするよう指示することができ、また、登録官がその問題について決定しようとしている間は、当該書類は公衆の閲覧に供さないものとする。

(2) 前記の指示が出され、かつ、撤回されていない場合は、本条規則の如何なる規定も、何人かに対して、指示に関する書類又はその一部を閲覧する権限を付与する又は閲覧する許可が与えられるよう義務付けているとみなしてはならないが、登録官が許可したときは、この限りでない。

(3) 登録官は、指示を出す原因となった請求をした者と事前に協議することなしには、本条規則に基づいて出した指示を撤回してはならない。ただし、登録官が、事前協議が合理的にみて实际的でないと認めたときは、この限りでない。

(4) 登録官は、庁が交付した何れかの書類を秘密扱いにすべきであると考えた場合は、その旨の指示を出すことができ、また、その指示を出したときは、登録官の許可による場合を除き、その書類は、公衆の閲覧に供されないものとする。

(5) 本条規則に基づき、書類を秘密扱いにする指示を出したときは、当該事実の記録をその書類と共にファイルしなければならない。

代理人

規則 60 代理人に対する授権の証拠を要求することができる；第 82 条(様式 TM33)

- (1) 第 82 条に基づき代理人が権原を付与されているときは、登録官は、ある特定の事件において、代理人又はその者に代理人として行動する権原を付与した者の直筆の署名又は直接の出席を要求することができる。
- (2) (3)に従うことを条件として、ある者が初めて代理人を指名したか又はある代理人の代わりに別の代理人を指名した場合は、新たに指名された代理人は、様式 TM33 を提出しなければならない。
- (3) ある者が第三者に関わる登録官における手続の当事者となった後に、初めて代理人を指名したか又はある代理人の代わりに別の代理人を指名した場合は、新たに指名された代理人は、様式 TM33P を提出しなければならない。
- (4) 新たに指名された代理人の様式 TM33 又は TM33P の該当する方を提出するまでは、商標登録又は商標に関する手続に関連する法律により要求される又は許可される行為は、新たに指名された代理人が行うこと又は新たに指名された代理人に対して行うことは認められない。
- (5) 登録官は、代理人に書面をもって通知し、規則 82 に基づく授権の証拠を提示するよう代理人に要求することができる。

規則 61 登録官は一定の代理人との業務を拒絶することができる；第 88 条

登録官は、法律に基づく業務に関し、次の者を代理人として承認することを拒絶することができる。

- (a) 第 84 条に基づき、犯罪に係る有罪判決を受けた者
- (b) 違反行為を理由にその名称が商標代理人登録簿から抹消され、回復されていないか又は同登録簿上の資格を停止されている個人
- (c) 前記の登録簿に登録されている個人の場合であって、国務大臣が、違反行為を理由にその名称が前記の登録簿から抹消されることになる行為を行ったと認定した者
- (d) パートナー又は取締役の 1 が、(a)、(b)又は(c)に基づいて登録官が承認を拒絶することができる者に該当しているパートナーシップ又は法人

登録官における手続及び登録官の決定、証拠及び費用

規則 62 手続に関連する登録官の一般的権限

(1) 法律又は本規則に別段の定めがある場合を除き、登録官は、手続の運営に関して自己が適切と認める指示を与えることができ、特に、次のことを行うことができる。

- (a) 登録官が指定する期間内に書類、情報又は証拠を提出するよう要求すること
- (b) 書類の翻訳文を要求すること
- (c) ある当事者又は当事者の法定代理人に聴聞に出席するよう要求すること
- (d) 電話により又は直接的口頭連絡の他の方法を用いて、聴聞を開催すること
- (e) 事件の陳述の修正を認めること。ただし次の場合に限る。
 - (i) 第 5 条(1)又は(2)に基づくもの以外の異議申立理由を追加する申請をする場合は、申請は様式 TM7G であるものとし、
 - (ii) 早期異議申立の場合は、登録官は、第 5 条(1)又は第 5 条(2)に基づく異議申立の追加理由として追加の又は代わりの先に登録又は保護された商標を追加するために事件の陳述を修正することに限り許可することができる。ただし、これは依拠する先の商標の合計数が 3 以下である場合に限る。
- (f) 手続の全部又は一部を、全般的に又は特定の日若しくは行事まで停止すること
- (g) 手続を併合すること。ただし、早期異議申立が他の非早期手続と併合される場合は、早期異議申立としての取扱を受けなくなる。
- (h) 手続の一部を別個の手続として扱うよう指示すること
- (i) 登録官が容認することができないと考える証拠を除外すること
- (j) 早期異議申立として様式 TM7F で開始したが早期異議申立の要件を満たさない異議申立手続が、様式 TM7 で規則 17 に基づいて開始した登録異議申立であるものとして指示において指定する日から継続することができる旨を指示すること

(2) 登録官は、次の事項に関する指示を与えることにより、証拠を監督することができる。

- (a) 証拠が要求された問題、及び
 - (b) 登録官に対して証拠が提示される方法
- (3) 登録官が本規則の規定に基づいて指示を与える場合は、登録官は、次のことを行うことができる。
- (a) 条件を付すこと、及び
 - (b) 指示又は条件を遵守しない場合の帰結について明記すること
- (4) 登録官は、手続の如何なる段階においても、事件運営会議又は聴聞前検討会に出席するよう当事者に指示することができる。
- (5) 早期異議申立の事件において、次のとおりとする。
- (a) 手続は、庁がそれを請求する場合又は手続の何れかの当事者がそれを請求し登録官が正当にかつ相応の費用で事件を取扱うために口頭手続が必要であるとみなす場合に限り口頭とする。
 - (b) 当事者は、口頭手続が開催される期日について通知送付日に始まる少なくとも 14 日の事前通知を与えられる。ただし、夫々の手続当事者がより短い事前通知に同意する場合を除く。
- (6) 早期異議申立の事件において口頭聴聞が行われなときは、何れかの当事者に不利な決定を下す前に登録官は意見書を提出する機会を当事者に与えるものとする。

規則 63 聴聞後に行われる登録官の決定

(1) 登録官に対し、法律若しくは本規則に基づく手続の当事者を聴聞し又は当該当事者に聴聞を受ける機会を与えることを要求する法律又は本規則の規定を害することなく、登録官は、法律又は本規則に基づく事項に関する決定であって、手続の何れかの当事者にとって不利であるか又は不利となる可能性のあるものを行う前に、その当事者に聴聞を受ける機会を与えなければならない。

(2) 登録官は、当事者が聴聞を受けることができる時期について、通知が送付された日に始まる少なくとも 14 日前までに通知を行わなければならない。ただし、当事者がそれより短い期間の事前通知に同意しているときは、この限りでない。

(3) 本規則は早期異議申立には適用しない。

規則 64 登録官における手続における証拠；第 69 条

(1) 規則 62(2)以下に従うことを条件として、法律又は本規則に基づく手続において提出する証拠は、次の方法により与えることができる。

(a) 証人陳述書、宣誓供述書又は法定宣言書により、又は

(b) 裁判所における手続において証拠として容認可能なその他の方式により

(2) 証人陳述書は、真実陳述書を含む場合に限り、証拠として供することができる。

(3) 一般原則として、聴聞における証拠は、登録官又は制定法が別段の要求をしない限り、証人陳述書によるものとする。

(4) 本規則の適用上、真実陳述書は、

(a) 陳述を行う者が特定の書類に記載された事実は真実であると信じる旨の陳述書を意味し、かつ

(b) 日付を付し、次の者が署名しなければならない。

(i) 証人陳述書の場合は、陳述書の作成者

(ii) その他の場合は、当事者又は当該当事者の法定代理人

(5) 本規則において、証人陳述書は、ある者が署名した陳述書であり、当該人が許可されて口頭で供する証拠を含む。

(6) 本規則に基づいて、証拠は、次の時点でのみ提出されたとみなされる。

(a) 登録官が受領した時点、及び

(b) 手続の他のすべての当事者に送付された時点

規則 65 登録官は公式審理人の権限を有するものとする；第 69 条

登録官は、次の事項に関して、最高法院の公式審理人の権限を有するものとする。

(a) 証人の出頭及び宣誓した証人の尋問、及び

(b) 書類の開示及び提示

ただし、登録官は、侮辱罪を略式で処罰する権限は有さない。

規則 66 登録官による聴聞は公開で行うこと

(1) 標章登録出願又は登録標章に関する事項の 2 以上の当事者間での紛争についての登録官による聴聞は、公開で行うものとする。ただし、登録官が、本人又は代理人が出頭した当事

者と協議した後、別段の指示をしたときはこの限りでない。

規則 67 手続の費用；第 68 条

法律又は本規則に基づく登録官における手続において、登録官は、命令をもって、何れかの当事者に対して登録官が合理的と考える費用を裁定することができ、また、費用の支払方法及び費用を支払うべき当事者を指示することができる。

規則 68 費用の担保；第 68 条

(1) 登録官は、法律又は本規則に基づく手続の当事者に対して、その手続に関する費用の担保を要求することができ、また、登録官の決定に起因する審判請求の費用に関する担保を要求することができる。

(2) 前記の担保が提供されなかったときは、登録官における手続の場合の登録官は又は審判請求の場合の第 76 条に基づく指名された者は、不履行の当事者について、場合に応じ、その者の申請、異議又は手続参加を取り下げたものとして扱うことができる。

規則 69 登録官による決定(様式 TM5)

(1) 登録官は、登録官における手続において行った決定について、各当事者にその決定理由を説明する通知書を送付しなければならない。また、その決定に起因する審判請求の目的では、(2)に従うことを条件として、通知書が送付された日を決定日とみなす。

(2) (1)に基づいて送付された通知書に決定理由陳述書が添付されていなかった場合は、何れの当事者も、自己に通知書が送付された日から 1 月以内に、登録官に対し様式 TM5 により、自己に決定理由陳述書を送付するよう請求することができ、このような請求があったときは、登録官は、当該陳述書を送付しなければならず、また、登録官の決定に起因する審判請求の目的では、陳述書が送付された日を登録官による決定の日とみなす。

審判請求

規則 70 審判請求の対象となる決定；第 76 条(1)

(1) 本規則により別途明示的に定める場合を除いて、審判請求の対象となるのは、ある商標に関連して 2 以上の当事者間の紛争に関して本規則に基づいて行った登録官の決定であり、これには当事者の何れかに関して手続を終了させる決定又は何れかの当事者に対して費用を裁定する決定(最終決定)又は最終決定の前に手続の何れかの時点でなされた決定(中間決定)が含まれる。

(2) 中間決定(本項に基づいて審判請求の許可を拒絶する決定を含む)に対しては、登録官の許可を得た最終決定に起因する審判請求とは別に、審判請求することができる。

規則 71 指名された者宛の審判請求；第 76 条

(1) (1A)に従うことを条件として、第 76 条に基づく指名された者宛の審判請求通知書は、様式 TM55 により提出するものとし、通知書には審判請求人の審判請求理由及び審判請求を裏付ける証拠を含めなければならない。

(1A) 審判請求が 2 以上の当事者間の手続において生じる場合、第 76 条に基づく指名された者宛の審判請求通知書は、様式 TM55P により提出するものとし、通知書には審判請求人の審判請求理由及び審判請求を裏付ける証拠を含めなければならない。

(2) 様式 TM55 又は TM55P は、審判請求の主題である登録官の決定(原決定)の日直後始まる 28 日の期間内に提出しなければならない。

(3) 登録官は、通知書及び陳述書を指名された者に送付しなければならない。

(4) 審判請求人以外に原決定が行われた登録官における手続の当事者(被請求人)がいる場合は、登録官は、被請求人に対し、通知書及び陳述書の写しを送付しなければならず、被請求人は、通知書及び陳述書が送付された日の後 21 日の期間内に、審判請求通知書に応答する通知書を提出しなければならない。

(5) 原決定は維持されるべきと被請求人が考える根拠が、原決定において登録官が与えた根拠と異なる場合又はこれに追加すべき場合は、被請求人の通知書に当該根拠を明示しなければならない。

(6) 登録官は、被請求人の通知書の 1 の写しを指名された者に、また、1 の写しを審判請求人に送付しなければならない。

規則 72 審判請求を裁判所に付託すべきか否かについての決定；第 76 条(3)

(1) 規則 71(4)に基づいて登録官が被請求人に対して審判請求通知書を送付した日から 28 日以内に、次の者、すなわち、

(a) 登録官、又は

(b) 審判請求の対象となった決定が行われた手続の当事者であった者は、指名された者に対し、審判請求を裁判所に付託するよう請求することができる。

(2) 登録官が審判請求を裁判所に付託するよう請求した場合は、登録官は、請求書の写しを手続の各当事者に送付しなければならない。

(3) (1)(b)に基づく請求書は、登録官に送付しなければならず、その後登録官は、それを指名された者に送付し、かつ、その写しを手続に関係するすべての他の当事者に送付しなけれ

ばならない。

(4) 請求書写しの送付を受けた者は、(2)又は(3)に基づき登録官が当該写しを送付した日から28日以内に、審判請求が裁判所に付託されるべきか否かについて意見表明をすることができる。

(5) 指名された者は、審判請求には一般的な法律的重要性を有する論点が含まれていると認めるときは、その旨の通知書を登録官及び審判請求の対象となった決定が行われた手続のすべての当事者に送付しなければならない。

(6) 通知書の送付を受けた者は、(5)に基づいて通知書が送付された日から28日以内に、審判請求が裁判所に付託されるべきか否かについて意見表明をすることができる。

規則 73 審判請求についての聴聞及び決定；第 76 条(4)

(1) 指名された者が審判請求を裁判所に付託しなかった場合は、指名された者は、審判請求についての口頭による聴聞のために定められた日時及び場所についての通知書を次の者に送付しなければならない。

(a) 審判請求人の他には審判請求の対象となった決定が行われた手続の当事者がいない場合は、登録官及び審判請求人、及び

(b) 前記以外の場合は、登録官及びその手続の当事者であったすべての者

(2) 指名された者は、口頭による聴聞のために定められた日時の少なくとも14日前に、前記の通知書を送付しなければならない。

(3) (1)に基づいて通知を受けたすべての者が、指名された者に対し、口頭による意見表明を行うことを希望しない旨を通知した場合は、

(a) 指名された者は、書面による意見表明に基づいて事件について聴聞し、かつ、決定を行うことができ、また

(b) 口頭による聴聞のために定められた日時及び場所を取り消すことができる。

(4) 規則 62、規則 65、規則 67 及び規則 68 は、登録官及び登録官における手続に適用すると同様に、指名された者及び指名された者における手続に適用する。

(5) 審判請求について口頭による聴聞が行われる場合は、規則 66 は、登録官及び登録官における手続に適用すると同様に、指名された者及び指名された者における手続に適用する。

(6) 指名された者の決定書の写しを、決定理由陳述書と共に登録官及び審判請求の当事者であるすべての者に送付しなければならない。

不備の訂正，期間の計算及び延長

規則 74 手続上の不備の訂正

- (1) 規則 77 に従うことを条件として，登録官は，登録官又は庁における手続又はその他の事項に関連する手続上の不備の訂正（提出書類の訂正を含む）を許可することができる。
- (2) (1) に基づいて行う訂正は，
 - (a) 登録官の指示する通知を当事者にした後に行うものとし，かつ
 - (b) 登録官の指示する条件に従うことを前提とする。

規則 75 中断日

- (1) 登録官は，次の場合は，その日を中断日として認定することができる。
 - (a) 庁の通常業務を中断させる事件又は事情がある場合，又は
 - (b) 連合王国の郵便業務における全般的中断又はそれに続く混乱が生じた場合
- (2) 登録官が(1)に基づいて行った認定は，庁に掲示し，かつ，庁のウェブサイトに公告しなければならない。
- (3) 本規則に基づいて何事かをなすための期間が中断日に満了する場合は，登録官は，その期間を中断日（又は非就業日）でない翌日まで延長しなければならない。
- (4) 本条規則において，
「非就業日」とは，第 80 条に基づく登録官の指示に明示された就業日でない日をいい，また
「中断日」とは，(1)に基づいてそのように認定された日をいう。

規則 76 通信業務の遅延

- (1) 登録官は，本規則に基づいて何事かをなすことができなかつたことが，全面的に又は主として通信業務の遅延又は停止に原因があると認めた場合は，本規則における期間を延長しなければならない。
- (2) (1) に基づく延長は，
 - (a) 登録官の指示する通知を当事者にした後に行うものとし，かつ
 - (b) 登録官の指示する条件に従うことを前提とする。
- (3) 本条規則において「通信業務」は，書類を送付し及び配達することができる業務を意味し，郵便，ファクシミリ，電子メール及び宅配便を含む。

規則 77 期限の変更(様式 TM9)

- (1) (4) 及び(5)に従うことを条件として，登録官は，関係人又は当事者の請求により又は登録官の発意により，本規則が定める期間又は何らかの行為のために登録官が明示する期間を延長することができ，本項に基づく延長は，登録官が指示する条件に従うことを条件とする。
- (2) 本条規則に基づく延長請求は，次の方法により，当該期間満了の前又は後に行うことができる。
 - (a) 登録出願が公告されず，かつ，規則 13 に規定の期間以外の期間に係る延長請求が当該期間の満了前になされる場合は，書面により，また
 - (b) その他の場合は，様式 TM9 により
- (3) (1) に基づく延長が登録官における手続に関して請求された場合は，延長を求める当事者

は、請求の写しを手続の当事者であるすべての者に送付しなければならない。

(4) 登録官は、次の場合は、変更可能な期間を延長するものとするが、登録官における手続又は規則 71 に基づく指名された者における審判請求の提出に関して適用される期間を別とする。

(a) 該当する期間が満了した日の後 2 月の期間の末日までに延長請求がなされた場合、及び

(b) 本項に基づいて過去の請求が一切なされていない場合

(5) 附則 1 に記載する期間(満了しているか否かを問わない)は、次の場合に、かつ、次の場合に限り、(1)に基づいて延長することができる。

(a) 不備又は不備となり得るものが、登録官、庁又は国際事務局の不履行、不作為又は他の錯誤に全部又は一部起因する場合、及び

(b) 不備を訂正すべきであると登録官が認める場合

(6) 本条規則において、「変更可能な期間」とは、次をいう。

(a) 本規則が定める期間。ただし、附則 1 に記載する規則が定める期間を除く。又は

(b) 何らかの行為を行う又は手続をとるために登録官が指定する期間。また

「登録官における手続」とは、商標に関連して、登録官における事項に関する 2 以上の当事者間の紛争をいう。

書類の提出，就業時間，商標公報及び翻訳文

規則 78 電子的方法による書類の提出

登録官は，読み取ることができる形態での出願書類，通知書又はその他の書類を郵便又は配達によって送付する代わりに，出願書類，通知書又はその他の書類を電子的方法で提出することを許可することができる。ただし，これについては，登録官が，一般的には公告によって又は特定の場合は，前記の書類を電子的方法によって提出することを希望する者に対する書面による通知において特定した条件に従うことを前提とする。

規則 79 電子通信

(1) 登録官による何人かに対する電子通信使用の書類の配信は，登録官が他に明示した場合を除き，電子通信の受領宛先としてその者が登録官に提供し又は利用可能とした宛先に，書類を含む電子通信を送信することによりなされたものとみなされ，反証がない限り，当該配信は，通信の送信時に直ちになされたものとみなされる。

(2) 本条規則において，「電子通信」は，2000年電子通信法におけるのと同じ意味を有する。

規則 80 就業時間に関する指示；第 80 条

登録官が第 80 条に基づいて庁の就業時間及び庁の就業日を定めるために出すすべての指示は，庁のウェブサイトにも公告しなければならない。

規則 81 商標公報；第 81 条

登録官は，「商標公報」という表題の公報を発行し，本規則に基づいて公報に公告することを義務付けられている情報及び登録官が適切と考えるそれ以外の情報を掲載しなければならない。

規則 82 翻訳文

(1) 法律又は本規則に従って，英語以外の言語で作成された書類又は書類の一部が登録官に提出又は送付された場合は，登録官は，当該書類又は書類の一部についての英語翻訳文であって，原文に相応するものとして登録官が納得することができるように確認されたものを提供するように要求することができる。

(2) 登録官は，不正確であると考える翻訳文の受理を拒絶することができ，その場合は，当該書類について(1)に基づいて確認された翻訳文を別に提供しなければならない。

経過規定及び廃止

規則 83 旧規則の廃止及び旧規則に基づいて開始された手続

- (1) 附則 2 に定める法律文書(旧規則)は、特定した範囲まで廃止する。
- (2) 本規則施行直前に、旧規則によって定められた期間が何らかの行為又は手続に関して効力を有しており、かつ、満了していない場合は、本規則ではなく旧規則によって定められた期間をその行為又は手続に適用する。
- (3) (4)に定める場合を除き、旧規則に基づいて開始された手続に関し、2008年10月1日以後に新たな措置が取られる場合は、その日から本規則を当該手続に適用する。
- (4) (5)に従うことを条件として、本規則の施行前に、
 - (a) 様式 TM8 及び反対陳述書が、
 - (i) 異議申立手続
 - (ii) 第 46 条(1)(c)又は(d)に記載された理由に基づいて商標の取消を求める手続、又は
 - (iii) 無効手続、において提出された場合、又は
 - (b) 第 46 条(1)(a)又は(b)に記載された理由に基づいて商標の取消を求める申請が提出された場合は、これらの手続に関連する証拠の提出に関しては、旧規則が適用される。
- (5) (4)に定める手続が、2008年10月1日以後に開始された手続と併合された場合は、これら併合手続に関連する証拠の提出に関して本規則が適用される。

附則 1 規則 77 期間の延長

- 規則 17(2) (異議申立通知の提出)
- 規則 17(3) (異議申立通知の提出；期間延長請求)
- 規則 18(1) (異議申立手続における反対陳述書)
- 規則 19(4) (予備的表示への応答)
- 規則 25(2) (公告後の補正に対する異議申立)
- 規則 30(4) (団体標章及び証明標章に関する規約の修正に対する異議申立)
- 規則 32(3) (標章の変更に対する異議申立)
- 規則 35 (登録更新)
- 規則 36(2) (更新の遅延)
- 規則 37(1) (登録の回復)
- 規則 38(3) (不使用を理由とする取消に対する反対陳述)
- 規則 39(3) (不使用以外を理由とする取消に対する反対陳述)
- 規則 41(6) (無効についての反対陳述書)
- 規則 43(2) (出願の取消又は登録の取消若しくは無効の破棄)
- 規則 53(2) (登録簿からの事項の抹消に対する異議申立)
- 規則 55(1) (分類の変更提案に対する異議申立)
- 規則 77(4) (変更可能な期間を延長するための遡及的請求を行う期間)

附則 2 規則 83 廃止

廃止規則	参照	廃止の範囲
2000 年商標規則	SI2000/136	全規則
2001 年商標規則(改正)	SI2001/3832	全規則
2004 年商標規則(改正)	SI2004/947	全規則
2006 年特許, 商標及び意匠規則 (送達宛先及び期限等)	SI2006/760	規則 15 から規則 20
2006 年商標及び意匠規則(送達宛 先)(改正)	SI2006/1029	全規則
2006 年商標規則(改正)	SI2006/3039	全規則
2007 年商標規則(改正)	SI2007/2076	全規則
2008 年商標規則(手数料)(改正)	SI2008/11	規則 2 から規則 4